

令和 3 年

三川町議会会議録

第 4 回 議会定例会

令和 3 年 9 月 3 日 開会

令和 3 年 9 月 9 日 閉会

三川町議会事務局

令和 3 年

第 4 回 三川町議会定例会会議録

令和 3 年 9 月 3 日 開 会

令和 3 年 9 月 9 日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日 9 月 3 日 (金) 会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議第 4 3 号 三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について	4
議第 4 4 号 三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について	5
議第 4 5 号 令和 3 年度三川町一般会計補正予算 (第 2 号) の専決処分の承認について	6
議第 4 6 号 令和 3 年度三川町一般会計補正予算 (第 3 号)	1 1
議第 4 7 号 令和 3 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	1 1
議第 4 8 号 令和 3 年度三川町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	1 1
議第 4 9 号 令和 3 年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)	1 1
議第 5 0 号 令和 3 年度三川町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)	1 1
請願第 3 号 米の需給調整に関する請願	2 8
請願第 4 号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取しないよう求める請願	2 9
一般質問 7 名	2 9

第 2 日 9 月 4 日 (土) 休 会

第 3 日 9 月 5 日 (日) 休 会

第 4 日 9 月 6 日 (月) 休 会

< 請願審査委員会 開催 >

第 5 日

9 月 7 日 (火)

会議録第 2 号

議第 5 1 号	令和 2 年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定について	7 8
議第 5 2 号	令和 2 年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	7 8
議第 5 3 号	令和 2 年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	7 8
議第 5 4 号	令和 2 年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	7 8
議第 5 5 号	令和 2 年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	7 8
議第 5 6 号	令和 2 年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	7 8
請願審査委員会報告 (産業建設厚生常任委員会)		
請願第 3 号	米の需給調整に関する請願	8 2
請願審査委員会報告 (総務文教常任委員会)		
請願第 4 号	沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取しないよう求める請願	8 4

【決算審査特別委員会 開催】

第 6 日

9 月 8 日 (水)

休 会

【決算審査特別委員会 開催】

第 7 日

9 月 9 日 (木)

会議録第 3 号

決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告 (決算審査特別委員会委員長報告)		8 9
議第 5 7 号	三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	9 2
議第 5 8 号	三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	9 2
議第 5 9 号	三川町教育委員会教育長の任命について	9 3
議第 6 0 号	三川町監査委員の選任について	9 6
意見書第 3 号	米の需給調整に関する意見書	9 7
意見書第 4 号	沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取しないよう求める意見書	9 8
意見書第 5 号	コロナ禍における厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	9 9

令和3年第4回三川町議会定例会会議録

1. 令和3年9月3日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 志 田 徳 久 議員 3番 小 林 茂 吉 議員
4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員
7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員
10番 佐 藤 栄 市 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
鈴 木 孝 純 教 育 長	黒 田 浩 総 務 課 長
高 橋 誠 一 企 画 調 整 課 長	丸 山 誠 司 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
中 條 一 之 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援主幹併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
佐 藤 亮 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

○議 長（佐藤栄市議員） ただいまから令和3年第4回三川町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

○議 長（佐藤栄市議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議 長（佐藤栄市議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番 鈴木重行議員、
8番 成田光雄議員、以上2名を指名します。

○議 長（佐藤栄市議員） 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。8番 成田光雄議員。

○8 番（成田光雄議員） 過般、議長の要請により、去る8月27日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として専決処分の承認3件、令和3年度各会計補正予算5件、令和2年度各会計決算認定6件、条例改正2件、人事案件2件、以上18件があり、この他に、請願2件、一般質問7名であります。

本定例会にあたり町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日3日から9日までの7日間と決定をみたものであります。なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、専決処分の承認について質疑、討論、採決を行い、令和3年度の各会計補正予算5件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。

なお、今定例会では、夜間議会を開催することとしておりますので、本日午後5時以降をそれにあて、一般質問を行います。一般質問は7名の議員から通告があり、1人30分を持ち時間として通告順に行い、本会議はこれで散会となります。

第2日目の4日と第3日目の5日及び第4日目の6日は、本会議は休会となります。

第5日目の7日は、午前9時30分から本会議を開き、令和2年度の各会計決算認定6件が一括上程され、決算の概要説明及び決算審査結果の報告を行い、直ちに議長発議により「決算審査特別委員会」を設置し、各会計決算6件を審査付託します。

その後、「決算審査特別委員会」を開き、委員会構成を行います。審査は2日間にわたることから、審査日程表を別途各位に配布いたします。

なお、決算審査においては、係長以上の出席を求めることにしておりますが、所管以外の審査では拘束しないこととします。

第6日目の8日は、午前9時30分から引き続き「決算審査特別委員会」が本議場で再開されます。

第7日目の最終日9日は、午前9時30分に本会議を開き、決算審査特別委員会委員長の報告を行い、討論・採決を行います。

次に、条例改正2件が上程され、質疑、討論、採決となります。その後、人事案件2件が上程され、採決となります。

これで付議事件は全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位からは活発なる質疑、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いいたしまして議会運営委員会の報告といたします。

○議長（佐藤栄市議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月9日までの7日間とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から9月9日までの7日間に決定しました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第3、議第43号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第43号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「山形県医療給付事業補助金交付規程」の一部を改正する規程が令和3年7月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたところがありますが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、この6月30日付けで専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

その主な改正内容といたしましては、令和2年度の所得税法、及び地方税法の一部改正において、未婚のひとり親に対する税制上の措置が規定されたことにより、「山形県医療給付事業補助金交付規程」においても、その措置に係る規定が削除されたことから、本条例も同様に整備するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、細部につきましては所管の課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） 議第43号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」についての説明につきまして、資料に基づいてご説明申し上げます。

この改正内容につきましては、令和2年の税制改正に伴う未婚のひとり親に対する税制上の措置の見直しを行ったというところでございます。

中身についてですが、まず新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

三川町医療給付条例新旧対照表につきまして別表第1を掲示しておりますが、この別表第1の1重度心身障がい（児）者医療の部分につきまして、現行の下から5行目、こちら地方税法の改正に係る部分を削る内容になっております。この内容につきましても未婚のひ

とり親に関する内容でございます。

また、3ページ目の3ひとり親家庭等医療という部分の下から6行目以降、こちらも未婚のひとり親家庭に関する内容でして、こちらについては所得税法の改正に伴いまして現行の部分を削るものでございます。

本日配布しました説明資料をご覧いただきたいと思います。

この本日配布しました説明資料につきましては、所得税法及び地方税法に関して関係する部分を抜粋したものであります。こちらの内容はいずれも令和2年の税制改正に伴う改正の新旧対照表でありまして、所得税法におきましては第2条の第1項第30号と第31号が関係する箇所であります。また、地方税法におきまして2・3ページ目につきましては、第23条の第1項第11号と第12号、また第292条におきましても第1項第11号と第12号が改正になったというような内容でございます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから議第43号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案を承認することに賛成する議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって議第43号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（佐藤栄市議員） 日程第4、議第44号「三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認」についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第44号「三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、9月1日から施行されることとなり、関連する町の条例の改正が必要となったところでありますが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、この7月20日付けで専決処分を行ったものであり、

同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

その主な改正内容といたしましては、「三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」における引用条項の一部改正及び「三川町手数料条例」における個人番号カード等の再交付手数料規定の一部改正であります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから議第44号「三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案を承認することに賛成する議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって議第44号「三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認」は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第5、議第45号「令和3年度三川町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認」についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第45号「令和3年度三川町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年7月30日付けで専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

その内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,868万4,000円を追加し、補正後の予算総額を53億5,397万2,000円といたしましたものであります。

まず歳出であります。4款衛生費について、新型コロナウイルス予防接種対策事業費として予防費を追加補正いたしましたものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い、15款国庫支出金の追加補正を計上いたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

2番 志田徳久議員。

○2番(志田徳久議員) 今回専決処分の補正予算でありますけれども、この5ページの欄にあります一般職、会計年度任用職員以外の職員ということで、今三川町の職員には現在認められておりません寒冷地手当5万1,000円があるわけですけれども、この内容と理由の説明をお願いします。

○議長(佐藤栄市議員) 黒田総務課長。

○説明員(黒田 浩総務課長) 今回の補正項目にはございませんけれども、これは当初予算から計上しているものでございますが、当初予算から計上しておりますこの寒冷地手当につきましては、今年度から後期高齢者医療広域連合へ職員を1名派遣しております。その赴任地が寒河江市でございますので、寒河江市においては条例において寒冷地手当の支給対象地となっておりますので、その条例に従ってこの寒冷地手当の支給を行うものでございます。

なお、寒冷地手当につきましては、11月から3月までの間の期間のみの支給ということになってございます。

○議長(佐藤栄市議員) 2番 志田徳久議員。

○2番(志田徳久議員) 今回職員の派遣先は各県内の自治体から派遣されているわけですが、この期間に寒冷地手当があるからということで出しているところは三川町の他にあるのか、そして三川町では今後もこういう形で条例改正がなければ三川町でお金を出しているわけですが、これを出していく考えなのか伺います。

○議長(佐藤栄市議員) 黒田総務課長。

○説明員(黒田 浩総務課長) 寒冷地手当の設定については、今現在の条例に寒冷地手当の支給をすることになっておりまして、それはあくまでも赴任先に基ついた手当の支給となっておりますので、この広域連合の所在地に住所を移してそこから通われている職員については、すべての自治体において条例設定されている限りは支給が行われるものと理解しております。

○議長(佐藤栄市議員) 7番 鈴木重行議員。

○7番(鈴木重行議員) ワクチン接種事業についてお伺いします。本町でも集団接種が順調に進んでいるというようなことをお聞きしておりますし、事業にあたっている医療関係者、また職員等、休日返上または業務外での従事ということで敬意を表するところであります。

ワクチン接種事業ですが昨年度から行われてきたかと思えます。今回の補正予算をもちまして12歳以上の接種計画も示されたわけですけれども、今回の補正予算でこの事業のすべての総額の予算が計上されたのか、ここを確認させていただきたいと思えますし、総額どのくらい見込まれたのか、額がお分かりになればお聞きしたいと思えます。

○議長(佐藤栄市議員) 中條健康福祉課長。

○説明員(中條一之健康福祉課長) 三川町のワクチン接種事業について、今現在の状況としましては64歳以下の方々の接種を順次進めているという状況であります。そういった中で、今回の予算を計上した部分につきましては三川町に在住する12歳以上の方々の接種についてそれぞれ2回の接種を行うということを前提に予算計上をしているものでございます。予算額の総額といたしましては7,500万円ほどの接種に関する予算計上をしているという状

況でございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 接種費用は、当初予定では全額国が負担するというような計画だったかと思えます。しかし今年の初めでしたか、1人当たりの上限額が示されたということで、1人1回当たり2,070円だったかと記憶しておりますけれども、その後国の方針として変更等がなかったのか。また、その交付の計画等をもしお分かりになればお願いしたいと思えます。

○議 長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 接種費用に関しましての1人当たりの単価といたしましては2,070円の税別となっておりますが、税込になりますと2,277円ということでの1人の単価というようになっております。これに準じまして、様々と情勢が変わる中で、休日の医療関係者の従事、または夜間の医療関係者の従事という中で、やはり単価の見直し等が行われておりまして国の方からもそれにつきましての加算というような形で示されております。

具体的にこれからどのような形で医療従事者の方々を人数を派遣するかという部分でも変わってくるのかもしれませんが、当初の示されました単価よりも内容によりましては単価の方は高く設定し、国の方から負担金として町の方に交付されるものというように見込んでいるところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 今回の専決において、コロナワクチンに関する希釈業務委託料ということで出ておりますけれども、こちらの具体的な業務内容の説明をいただきたいと思えます。人数であるとか、どのくらいの時間から希釈作業が始まっているのかというようなところをお伺いしたいと思いますし、後に出る補正の内容には出てこなかったのが今回この項目でお聞きしたいのですが、近隣でも少しワクチンの取り扱いミス等が出てきているかなという形で様々な情報をいただいておりますけれども、本町においてワクチンの取り扱いに関するそういったミスはなかったのかどうかということの再確認と、ミスがないようにどのような体制でやっていくのか、再度確認していく必要があるのかなど。うっかりミスがほとんどだったのかなと思えますので、その辺の確認を再度したいと思えます。

○議 長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 今回予算計上しておりますワクチンに関しましての希釈業務の委託料の方を計上させていただいているところでございますが、こちらについてはワクチン接種当日に行う希釈の作業において薬剤師会の方に委託をしている内容の部分を計上させていただいたものでございます。基本的に個人の方々と申しますか、薬剤師会の方に依頼をし、個人に支払いをするものにつきましては協力者謝礼という形でお支払いをしているものでございますが、酒田市からの薬剤師の派遣につきましては、酒田市の薬剤師会の方に業務委託として支払ってほしいという、そのような契約を取り交わしていることから、この希釈作業の業務委託料につきましては酒田市薬剤師会の方に支払う部分といたしまして予算計上したものでございます。

それから希釈作業、それから接種におきましての取り扱い上のミスはなかったかというようなご質問であったかと思いますが、現在本町の中でワクチンを取り扱い、接種を進めている中でミスというのは起きておりません。接種会場におきましてもそれぞれ5人分であるとか6人分であるとか、様々取り扱い上の注意点なども紙に貼りまして、皆さんの目に触れるところにそれを貼るなど工夫をし、ミスをしないように心がけているところでございます。また、ワクチン等の番号などもそれぞれ違ったりする部分があるのですが、それが切り替わる段階で皆さんで声かけをしたり、担当の職員がそこに従事するなど、ミスが起きないような工夫をしながら現在進めているという状況です。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 酒田市の薬剤師会にお支払いする分だという説明でありましたけれども、もう少し具体的にお聞きしたいと思います。例えば何時に冷蔵庫か冷凍庫から出して常温に戻してやっているのかとか、あとは一日分の接種をどのくらいのタイミングに分けて希釈作業しているのか、何人体制でやっているのか等、少し細かく分かれば説明していただきたいと思ひますし、うっかりミス等をなくするような対策があればもう一度お聞きしたいと思います。例えば冷凍庫が半開きだったとかいうような事例が多々発生しておりますし、電源コードが抜けてしまったというような事例も聞いておりますので、そういったミスをなくするような取り組みを本町ではどのように進めているのかなと思ひましてお聞きしたいと思います。

また、集団接種は5月30日より順次開始されておるわけでありますけれども、職員の労務管理等はどのような形になっているかというところを一旦ここで確認したいと思ひます。時間外勤務はどの程度の積算なっているのか。また、その年休だったりその分の消化をどのようにやってきているのか。職員のメンタルヘルス的な側面からも業務が荷重になってきていないかどうか、当局としてどのように見ているかお伺いしたいと思ひます。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 私からはワクチン接種に関して具体的なワクチンの管理状況、接種までの管理状況等について少し詳しくお話をさせていただきたいと思ひます。今テオトルの方で接種の方を行っておりますが、まず担当の職員が2名、いつもワクチン接種する際にディープフリーザーという冷凍庫の方からワクチンを取り出すときには必ず2名体制で行うようにやっているところです。

まずその日の接種人数によりますけれども一日接種するにあたりまして600人ぐらいの予約を受け付けているのですが、大体7割程度のワクチンをまず朝の段階でディープフリーザーの方から取り出しまして、その間、ワクチンが溶けて接種ができる状態まで30分の時間を要しますので、取り出したワクチンの方をテオトルまで、専用の冷凍バックの方に入れてまずは持って行きます。ワクチン会場のテオトルの方に冷蔵庫がございまして、そちらの方にまたワクチンを移しまして、そちらでマイナス70度からのワクチンをマイナス20度以下の方にワクチンを解凍するということとなります。その後、接種前の段階で常温に戻すという作業もございまして、随時ワクチンの状況、接種の状況に応じた形でワクチンを

取り出しながら接種にあっているという状況です。午前の部が過ぎまして昼からになりますとある程度人数を見ながらワクチンの方は徐々に持っていき、ディープフリーザーの方から解凍し持って行くというのも、一つとか二つという単位で16時までの接種までに接種人数を見ながら担当が判断し、一瓶ずつ持って行くというような作業に最後になってまいります。

そのような形でワクチンを余らせない、余剰を出さないというような形で最後調整をし、さらに一瓶から6人分というように今はなっておりますので、そこでの余剰につきましてはその会場の中での従事者などを使っての予め準備をいたしまして、もし余剰が出たときには何人かの接種する方を準備し対応しているという形で、毎回余剰ワクチンを出さないように行っているというものでございます。

また、ディープフリーザー、冷蔵庫等の管理につきましては、事前に町の方でも電源等につきましてはそれぞれ特別にその冷凍庫用に専用の電源を引きました。その上でいろいろとトラブルが起きないように手立てを十分に考えまして、もし停電等が起きた場合でも非常用電源が必ず対応できるような仕組みになっておりますので、そういった形でミスが起きないように体制を整えながらこれまで取り組んできたという状況でございます。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 集団接種に関わる労務管理の観点でのご質問でございましたけれども、本町におきましてはこの集団接種業務にあたりまして健康福祉課を中心としまして接種に関するプロジェクト班において各課の関係部署からの班員、それから当日従事する職員もそれぞれ分担を決めて対応しているところでございます。これにつきましては特定の人に業務が偏らないよう各課において、その各課の人数にもよりますが大体2ないし3名程度の人数でローテーションを組んでもらいまして対応しているところでございまして、過度な負担とならないよう配慮しているところでございます。町の規定上、土日に出勤した場合につきましては一日振替、それから平日あるいは土日であっても時間外が発生した場合についてはそれぞれ時間外の支給を行っているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 私から謝礼関係と業務委託の件について確認させていただきたいと思っております。協力者謝礼ということで予算額の大半が計上されているわけですが、この謝礼のお願いしている方々の内訳等、概要で結構ですので報告と合わせて、本来労務の協力ということからすれば賃金という取り扱いが適切かなというところも考えられる話ですが、いろいろと税対策等の絡みもあつての謝礼に変えたものかというように推察してはいますが、昨今賃金単価の引き上げというようなことでいろいろ経済界でも問題になっているというようなところもありまして、この謝礼の金額がその賃金単価を下回らないレベルの謝礼になっているものか、念のため確認したいと思います。

それから、業務委託については、先程薬剤師関係については酒田市の薬剤師会への委託というようなお話でありましたが、本来三川町ですと鶴岡市の医師会、薬剤師会というような関係性が強い中での酒田市という答弁がありましたものですから、その関係性も含めてです

が、併せて集団接種の業務委託ということで、これは鶴岡地区医師会であろうと想定していたところですが、確認の意味で委託先等について説明をいただきたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） まず予算計上しました協力者の謝礼の内訳でございますが、こちらに関しましては接種に関しまして予診をしていただいています医師、それから接種をする看護師、それから希釈・充填などを行う看護師、その他薬剤師、また予診確認等を行う保健師などといった方々の謝礼として計上しているものでございます。賃金という形のお支払いという話もございましたけれども、今の町の支出項目といたしまして賃金がございますので謝礼の中でお支払いをさせていただいているところですが、それぞれ源泉徴収をしながら謝礼の方をお支払いしているという状況であります。

それから酒田市の薬剤師会の方になぜ委託をされたかというご質問でございますが、もともとは鶴岡市の薬剤師会の方に委託をして、委託というかお願いをしたところでございます。その中で鶴岡市薬剤師会の方々が鶴岡市の接種会場でそれぞれご苦労いただいている中でぜひ三川町の方もお願いしたいというお話をしてきました。そういった中で、鶴岡市1名、酒田市1名といったような形で2名をお願いしたところ、鶴岡市の薬剤師会の方からそのようなお話があったものですから、それぞれ1名ずつを両薬剤師会の方をお願いをしたという経過でございます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから議第45号「令和3年度三川町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案を承認することに賛成する議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって議第45号「令和3年度三川町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認」は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） お諮りします。日程第6から日程第10まで、以上5件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第6から日程第10まで、以上5件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第6、議第46号「令和3年度三川町一般会計補正予算（第3号）」、日程第7、議第47号「令和3年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、日程第8、議第48号「令和3年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」、日程第

9、議第49号「令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第10、議第50号「令和3年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」、以上5件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第46号「令和3年度三川町一般会計補正予算（第3号）」、議第47号「令和3年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、議第48号「令和3年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」、議第49号「令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」、及び議第50号「令和3年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

各会計とも事務事業の執行によりまして、新たに発生し、または財源の調整が必要な款・項で補正を要する費目について、補正をお願いいたしますものであります。

初めに、議第46号「令和3年度三川町一般会計補正予算（第3号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,862万9,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を55億5,260万1,000円といたしますものであります。

まず歳出であります。その主なものを申し上げます。2款総務費については、会計管理費、財産管理費、開発費、電子計算費、交通安全対策費、及び戸籍住民基本台帳費の追加補正、3款民生費については、社会福祉総務費、老人福祉費、障害者福祉費、児童福祉総務費、及び保育園費の追加補正であり、4款衛生費については、健康増進費を追加補正いたしますものであります。

6款農林水産業費については、農業総務費、畜産業費、農政対策費、農村総合整備事業費、及び農村環境改善センター費の追加補正、7款商工費については、商工総務費、及び商工振興費の追加補正、8款土木費については、道路維持費、道路新設改良費、除雪対策費、公園費、及び下水道費を追加補正いたしますものであります。

10款教育費については、スクールバス運営費、小学校費並びに中学校費における学校管理費及び教育振興費、幼稚園費、及び公民館費の追加補正をいたしますものであります。

次に歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第47号「令和3年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,428万1,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を6億9,168万1,000円といたしますものであります。

まず歳出であります。2款保険給付費については、出産育児一時金の追加補正、7款基金積立金については、国民健康保険事業基金積立金の追加補正、9款諸支出金については、特定健康審査等負担金償還金、保険給付費等交付金償還金の追加補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第48号「令和3年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」であ

りますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,723万6,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を8億8,163万6,000円といたすものであります。

まず歳出であります。1款総務費について一般管理費の追加補正、5款基金積立金については、介護給付費準備基金積立金の追加補正、7款諸支出金については、償還金の追加補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第49号「令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万円を追加いたしまして、補正後の予算総額を1億7,390万円といたすものであります。

まず歳出であります。1款総務費について、施設管理費を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第50号「令和3年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ385万円を追加いたしまして、補正後の予算総額を3億8,255万円といたすものであります。

まず歳出であります。2款事業費について、事業費を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 私の方から3点質問させていただきます。

初めに6ページ目、2款総務管理費の1項4目の中で、説明の方にPOSレジスター等保守業務委託料といった部分で、部品代といたしまして247万5,000円、また下の方にも総務費の中で戸籍住民基本台帳費の中にも同じく備品購入費247万5,000万円とありますけれども、たぶんこれ同じ機械だとは思いますが、その辺の説明をお願いしたいと思います。

続きまして8ページ目、7款1項の1目、2目に関しましてですけれども、商工総務費の中で「ふるさと、から応援事業」52万1,000円があるわけですが、昨年も実施していたかと思うのですが、内容に関しましてと、あと対象人数に関しまして分かれば教えていただきたいと思っております。

続きまして今言いました2目の方の中小企業等振興支援事業に関しまして、たぶんこれに関しましては「菜のCa」のことかと思うのですが、いま一度内容に関しましてお願いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） 2款総務費1項総務管理費の会計管理費と戸籍住民基本台帳

費のPOSレジスターの関係でございますが、こちらにつきましては、コロナ禍におきまして非接触型におけるレジを導入していきたいというものでございます。会計課におきましては今現在レジがない状態でございまして、このレジスターを導入して会計業務をより効率化していきたいという内容になっております。また、住民係におきましては、今現在レジスターはあるわけでありまして、またより性能の高い非接触型を導入しましてより便利な、また短時間で会計処理が済ませるよという考えでございます。

内容としましては、会計課と住民係におけるレジスターは同一のものをそれぞれ各1台導入していきたいというところでございます。

また、この業務委託料に関しましては、このレジスターの保守管理に要する費用でございます。さらに会計管理費の消耗品費に計上いたしましたものにつきましては、レジ用のロール紙の購入費ということでございます。このセミセルフレジと通称申しておりますけれども、こちらにつきましては、ディスプレイの画面上でどういった内容の支払いをするかというのが画面でも見える化されるという部分もありまして、そういった形での利便性があるというものでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは私から8ページ目の7款1項商工費1目商工総務費及び2目商工振興費のそれぞれの項目の中身についてというご質問でございましたので、内容についてご説明をいたします。

まずは1目商工総務費の中の「ふるさと、から応援事業」につきましては、ご質問にもございましたが、昨年度も実施をしておる事業でございます。こちらにつきましては町外の学生支援ということで実施をしておりまして、応援品ということで5,000円の100人を想定して50万円ほどの予算計上、残りの分につきましては事務費ということで想定しているところで、印刷製本費等で計上しているというところでございます。

続きまして2目商工振興費の中小企業等振興支援事業でございます。こちらの方もご質問にもございましたが、現在事業を展開しております「菜のC a」によりまして小売店業者等の振興支援、これを図ろうということで、この事業の拡大のために実施を予定しておるところでございます。

内容といたしましては、菜のC aの発行枚数といたしまして2,000万円分、その他事務費といたしまして103万4,000円ということで事業の執行を予定しておるところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） それでは再質問させていただきますけれども、POSレジスターに関しましてですけれども、先に導入した市町村から聞きますと大変便利で、俗に言うコンビニにあるようなレジで、バーコードも付いていてPayPayも使えるという情報を聞いておりました。しかしながらあまりにも性能が高すぎて利用ができないといった住民からの苦情があり、再度職員が説明するのに大変苦労しているとの話も聞いております。そういったフォローなども入れるのであればぜひ考えてもらいたいと思っておりますし、やはりそういった部分に関し

ましては1年ぐらいは十分時間がかかると思います。特に金銭が絡む部分がございますので間違いのないように訓練等もお願いしたいと思います。

また、「ふるさと、から応援事業」に関しまして、先程聞くのを忘れたのですが、メニューなども先程5,000円分の100人分といった中身がありましたけれども、ぜひ参考にしてもらいたいの、全国でも山形県は麺どころ、麺の消費が一番多いといった部分でかなり山形県民に関しましては麺好きと全国でも知れ渡っているところではございますが、特に三川町に関しましては米どころとして米の消費も大変人気の高いところではございますが、学生に関しましては、米も食べたいんでしょうけれども麺も食べたいという声がよく聞かれます。三川町に関しましては、敢えて固有名詞は出しませんが麺を主に経営している三川町以外の市町村にもかなり多く出店している皆さんがおりますので、そういった方々にもぜひ声をかけていただきまして、今現在は冷凍麺、乾燥麺等も準備をしているお店もかなり多くございます。決して米が悪いとかそういったことではございませんけれども、ぜひそういった新しい分野も取り入れて、特に学生の関心、そして地元を思い出す、そして懐かしむようなありがたさを感じるような商品の提供も考えてもらいたいと思います。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） 今回予算計上をさせていただいておりますPOSレジにつきましては、いわゆるコンビニエンスストアにあるようなそういったレジを想像していただいております。実際使い勝手は大変良いものになるというように思っております。バーコードでの読み取りも可能という考え方であります。ただ、PayPay、LINEPayの使用につきましても、住民係で使用する場合はPayPay、LINEPayの支払いも可能ということで今現在考えているところではございますが、会計課に導入するレジスターにつきましても、万が一の場合の対応策として、やはり代替えができるように同様の設定をしてみたいというように考えておるところであります。

また、住民の方に対しまして、使い方の部分で丁寧な説明をしながら間違いのない収納事務を行ってまいりたいというように考えております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは「ふるさと、から応援事業」の中身についてのご質問とご意見ということで頂戴いたしました。実は昨年度実施をした際にこの応援品の中身といたしましてはライスパックを中心にお肉の詰め合わせ、あるいはレトルトのカレー、いわゆる乾麺につきましても選択していただけるような形でメニューには加えさせていただいたところではございます。ただ残念ながら年齢層の関係もあると思うのですが、やはりお肉等の需要といいますか要望がかなり多かったというような結果にはなっておるところでございます。

ご意見を頂戴いたしましたので、今年度の「ふるさと、から応援事業」の中身につきましても本町のお話ありましたとおりにふるさとを思い出させるような特産品につきましてもその中身について検討させていただきたいというように考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。

（午前10時32分）

○議 長（佐藤栄市議員） 再開します。 （午前10時55分）

引き続き、質疑を行います。8番 成田光雄議員。

○8 番（成田光雄議員） 7ページの4款衛生費、重粒子線がん治療患者支援事業、62万某と。このような補正予算を組まなければならないというこの理由と経緯です。その経緯の内容、その辺をお知らせ願いたいと思いますし、この62万某の数字はどういう算定根拠になっているのか、それをお知らせ願えればと思います。これをお願いします。

○議 長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ご質問がございました重粒子線がんの治療患者支援事業補助費として今回62万8,000円を補正予算として計上したところでございますが、こちらに関しての理由と経緯についてご説明申し上げます。

令和3年8月に山形大学の医学部と併設いたしまして、東日本重粒子センターというものが稼働いたしました。これは重粒子線がんの治療ということで、従来外部放射線治療というように言われておりますがん治療の中で、重粒子というものを使ってのがん治療という先進的な医療でございます。そういったものが東北、北海道で唯一のそういった重粒子線センターが山形県の方に設置されて稼働したということでございます。非常に治療といたしましても痛みがないとか、身体への負担が少ないという中でその効果が非常に大きいということから、このがん治療につきましてはこれから広めていかなければならないというようなものであります。

そういった中で山形県の県民の多くの方々からもこの治療を受けてほしいということから、山形県の方での補助金の方を設定いたしまして、それに今回町の方でも1/2を助成する形でこういったがんに苦しむの方々に対しましての治療方法として、広く多くの方々から活用していただきたいということで、補正予算として計上させていただいたものでございます。

また、算定の根拠につきましてですが、このがん治療につきまして、保険適用になる部分とならない部分がございます。その中で保険適用にならない部分については314万円という治療費がかかるというように一般的に言われているようです。その約2割を補助金として支出をするというようなことから、314万円の2割ということで今回の62万8,000円という数字が補助金の額として根拠となっているものでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 私の方からは先程も質問ありましたが6ページの方から質問させていただきたいと思います。総務費の中にPOSレジスター、また2款の方も同じですね、POSレジスターが両方にて載っておりますが、先程説明で町民課と会計課の方に設置するというものであります。

非接触型ということで新型コロナウイルス対応での導入かと思いますが、POSレジスター、かなり高価なものだということに認識しております。その性能をどのように業務に生かしていくのか、その導入後のいわゆる効率的な情報管理といいますか、その辺の考え方を説明いただきたいと思います。また、保守業務ということで各5万5,000円ほど計上されております。

すが、年間の保守業務量、今後どのぐらいになってくるのか、1年間通すとどのぐらいの保守業務が年間かかってくるのかどうか、お伺いしたいというように思います。

続いて、2款総務費の中にあります電子計算費です。8目電子自治体推進事業ということで備品購入されておりますけれども、こちらの内容の説明をお願いします。

続きまして、9ページになります。8款土木費の除雪対策費の中にあります除雪車運行管理システム賃借料ということですので、こちらの具体的な内容の説明をお願いしたいと思います。

最後になります。10ページ、教育費の中にあります幼稚園費、備品購入費が計上されておりますけれども、こちらの内容とこの備品がどのような役割を果たすのか、その効果を併せて説明いただきたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） POSレジスターの導入後の管理につきましては、当然日々の業務としてその日の現金の収納、また、最後業務完了後の現金の管理がございます。これにつきましては、当然現金の保管は厳重に金庫において保管をさせていただいております。さらに、この機種本体におきましては、その日ごとにデータが、POSレジスター内で集計できるということでありまして、その日の結果につきましても自動的にデータが作成されるというものであります。

なお、日々の維持管理につきましては当然丁寧な取り扱いを行いながら管理していくというものでありますし、万が一の故障という部分については日常管理におけるその保守の業務委託等におきまして対応してまいります。

なお、保守業務委託料、年額に換算した場合につきましては、今回の補正予算におきましては3ヵ月分の計上でありまして、年額に換算すると約22万円というような金額になります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 電子自治体推進事業におきます備品購入費、この内容につきましてはタブレット型のパソコン11台の購入を予定しております。その理由につきましては、コロナ禍において非常にWeb会議が多くなっているというところでありまして、当課でも数台のパソコン、Web会議用ということでは今保有はしておりますが、それ以上に各課等も同じ日に時間が重なるような形でやはり需要があると、ニーズがあるということで、計画としては町内の各課に1台の専用のWeb会議用としてタブレット型パソコンを配置するというところで計画しているところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） それでは私の方から除雪車運行管理システムの内容についてご説明申し上げます。従来、除雪車の運行管理におきましては作業員の出勤状況等におきましては紙の台帳、それから機械の動作につきましてはタコグラフと呼ばれるシートを用いての管理をしてきたところでございます。

今回、19台ある三川町で管理しております除雪車全車にGPS機能を備えた通信機能のあ

る装置、こちらの方を搭載いたしまして、役場の方で各車両の稼働状況を管理するものでございます。この稼働状況につきましては、通信機能で役場の方に即時的に情報が入ってくるということになりまして、その時点で行われております除雪車の稼働状況、効率的な管理ができるということで除雪作業の進行、こちらの方の効率化を見込んでいるものでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 本多学校教育主幹。

○説明員（本多由紀学校教育主幹） 幼稚園の備品購入費についてご説明申し上げます。備品の購入を予定しておりますものが、短焦点型のレーザープロジェクター2台を購入予定でございます。

こちらの方の使い道ですけれども、子どもたちの活動の様子等を撮った写真を子どもたちの振り返りの学習に使ったりだとか、先生方の研修の教材に使ったりするということで利用を想定しております。各教室の方にありますホワイトボードの方に照射をしまして、それを見ながらということを用意しております。現在紙に印刷して教材として使用しているものをプロジェクターに反映しまして使用する予定でございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは POS レジスターの方から再質問させていただきますが、少し私の質問の仕方が悪かったようでして、日々の機器の保守状況をどうするかという話ではなく、効率化する、会計業務の効率化をしていくという目的があるのかなと思っております、その目的に対してどのような効果を求めるか、非接触型で新型コロナウイルス対応だから POS レジスターを入れますよというだけでは、この性能としては華美ではないかなというように思います。これだけの性能を入れるとすれば、やはり POS レジスターを一元化してすべてのデータをデジタル化として管理できるような、会計課、町民課としても管理できるぐらいの機能があると思っておりますので、その機能を使いこなすつもりでの導入なのかどうなのか。

町民の方に関しましては確かに初めてで使いづらいということで、導入当初、導入すれば説明等時間はかかると思っておりますが、いずれ慣れてくる方が出てくれば、作業効率等も上がってくるであろうというように思います。それをどのように持っていくのか、効率化した時間を考えての導入なのか、その辺をお伺いしたいと思います。

ただ単に新型コロナウイルス対策で非接触型だから、臨時交付金対象になるからというように導入ではやはり少し甘いのではないかなと。これだけ高価なものを入れるのであれば、その先の作業効率も考えての導入でなければ、やはりこれだけの高価なものというのは難しいのではないかなと思っておりますので、その辺の見解を再度お伺いしたいと思います。

また、次の電子自治体に関する質問でありますけれども、Web 会議専用のタブレット PC を検討しているということでありましたが、場所の確保はどのような形で考えていらっしゃるのか、各課で Web 会議を行うような状況に今後なっていくのか。限られた会議室等で Web 会議という札はよく見えますけれども、台数を増やしたからといって場所がなければできないのかどうなのか、その辺も併せてお伺いしたいというように思います。

続いて、除雪車運行管理システムでありますけれども、GPS を搭載して今どういった場所

にいるかということ把握して効率化していくというのは1歩進んだ、効率化に向けた取り組みだと思いましたがけれども、それをオペレーションする側の対策と言いますか、場所がどこにいるか分かっているけれども例えばそこでトラブルがあってそこにとどまっている可能性もある、作業員の方たちはおそらく場所も分かった上で作業をしている中でトラブルがあってそこにとどまってしまい他の作業が遅れるというような事象も多々あると思います。そういったときに、やはりオペレーションを上手く回すという訓練等が必要ではないかなと思います。他の自治体等ではこういったシステム、導入事例があるのかどうか。また、そのデータを見て、ではどうやって上手くオペレーションをしていくのかということ、機材を入れてから考えるのではなく、同時に考えていくべきではないかなと思いますけれども、その辺どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

最後になりますけれども、幼稚園の中にレーザープロジェクターを入れるということで、子どもに関しても幼稚園の段階でそういった機器に触れるという機会も早くから行うということで、これからの時代というのには必要ではないかと思えますけれども、今後のこのレーザープロジェクターの増設であったり、使い方、その辺は今の2台にとどめていくのか、例えば先程振り返りに使うと、写真を流すというようなことでありましたけれども、例えばオンラインに繋いで何かと共有できるような仕組みに変えていくとか、そういうような1歩進んだ使い方というのは今後考えていくのかどうか、その辺も併せて再度質問したいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） 今回の POS レジスターの導入に関しまして、先程説明不足もあったように思いますが、このコロナ禍にありまして安全安心に住民の方も収納できる、またお金のやりとりができるというようなことが一番大きな目的の一つになっているわけでありまして。そういった中で、確かに POS レジスターを導入することによって、その結果としての使いやすさ、利便性というのはいままで、データのデジタル化というところもあるわけでありまして、今回導入する機械につきましてはそれぞれ単独のスタンドアロン型ということになっております。

データにつきましては、それぞれの機械からデータを出してパソコン上で処理ができるというようなことになっておりますので、特に一元化についての課題はクリアしているのかなというように考えております。ただ、効率化した時間、作業効率という部分につきましてはやはりこちらで想定している内容の部分が実際使ってみてというようなところもあろうかと思っておりますので、今後の検討課題ではないのかなというようには考えております。実際導入してみてもうどうなのかという部分を見ながら検討していきたいというようには考えております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） オンライン会議にあたっての会議室等の利用に関してのご質問でございましたけれども、これにつきまして本町でも昨年来、研修あるいは会議等で利用している状況でございます。こういった研修会議等については、あらかじめ事前に主催者側

から案内が来るわけでございまして、その案内については計画的に職員の方で会議室等の空き状況を見ながら対応しているといった状況でございます。

実際に今現在行っている状況を見ますと、例えば最初からパーテーションがある会議室もあるわけでございますけれども、そういったパーテーションを使うまでには至らず、例えば会議研修等ではイヤホンとかヘッドホンによって受講するといったスタイルが主なものですから、ある程度職員が離れて配置すれば広めの会議室であれば複数人のそういった受講も可能であるといった状況でございますので、現在のところは庁舎内におけるそういった計画的な事前の案内に係る調整を図っているところでございます。

また、今まではございませんでしたけれども、例えば庁舎外において例えばテオトルでありますとか、Wi-Fi が可能な施設であれば、そういったことも可能でございますので、そういった部分についても今後検討してまいりたいと思っているところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） それでは、私から除雪車の運行管理のオペレーションの関係でございます。現在除雪車の運行につきましては、その運行管理、住民からの連絡等をいただきながら電話、それから住民からの通報、それからオペレーターの連絡、こちらの方を受けながら機械の運行状況、それから他の車両の応援体制、こちらの方を調整してきたところでございます。この運行管理の効率化を図るということで今回のシステムを入れるという部分でございます。実際の雪が降る前、この運行を開始する前に内部の方で導入した段階で、その操作方法の研修等を行うとともに、シミュレーションの方を重ねて、机上で一度検討を進めてまいりたいと思っております。

なお、実際のその作業において、そのようなトラブルが発生するのか、それはその都度内容が異なってくるかと思えます。ということから、実地での対応、こちらの方を積み重ねることによってより精度が高まっていくものということで、事前のシミュレーションそれから実際の対応をこちらの方でより効率を高めていくように繋げてまいりたいと思っているところでございます。

また、同様のシステムの導入状況でございます。こちらにつきましては山形県内それから東北管内、類似のシステムを導入しているところは多々ございます。庄内管内におきましても近隣市町でも導入をしているということでお話をお伺いしておりまして、実績の方は上がっているものと聞き及んでいるところでございます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 本多学校教育主幹。

○説明員（本多由紀学校教育主幹） 現在、子どもたちの活動につきましては、活動をして終わりというのではなくて、今年度から自分たちの活動がどうであったのかを振り返ることに力を入れた教育、保育をしているところでございます。

その関係から、活動の様子を撮った写真等を子どもたちにもう一度見てもらう、今まで紙だったものを映像として見てもらうということで考えておりまして、今回2台購入いたしますのは5歳組から導入をいたしたいと考えたところでございます。5歳組が2クラスあるものですから、そちらでそれぞれ使ってみまして、使ってみてという言い方は大変申し訳ない

のですが、便利であって子どもたちの活動により良い影響を与えられるようであれば今後下の学年の方に増やして繋げていきたいと考えております。

ただ、先程おっしゃられました Web とかで繋いだ活動というのはそこまでは、現在のところ想定しておりません。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 私から2点ほどお伺いしたいと思います。初めに7ページであります。3款民生費、保育園費の中の届出保育施設等段階的負担軽減補助金について説明をお願いします。

続きまして、8ページの6款農林水産業費の農村環境改善センターにおけます工事請負費、これの説明をお願いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） 届出保育施設等段階的負担軽減補助金の関係でございます。こちら、山形県で今年度に段階的保育料の無償化事業というものを進めるということで、9月の保育料から適用させるということで進めているものでございます。届出保育施設につきましては、保育料の方を無料にするという形ではなくて、使った方からの申請に基づきまして、保育料相当額を本人の方に補助金として交付するものとなっております。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 6款農村環境改善センターの工事請負費のご質問でありました。こちらの中身につきましては、農村環境改善センターの事務室にエアコンを設置することで費用計上をしたところでありまして。農村環境改善センターの空調につきましては現在集中管理方式の空調設備であります。老朽化が激しいということで施設全体をこういった会議室ごとの部屋ごとのエアコンに変えていくということを予定しておりまして、その第1段目、事務室のエアコン設置ということであります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 保育料の無償化に関しましては、県事業としまして保育料を無償化するよというふうなことで、打ち出された当初、各自治体からは県事業であることから地元負担のないよというふうな申し出があったよな事業だったかと思われま。届出制ということではありまけれども、おそらく所得制限等があるかと思いま。本町におきま今段階におきまして対象者数がどのくらいおられるか、また、段階的と申しまことから、今後の県の方針等もしお分かりになればお伺いしたいと思いま。

農村環境改善センターの空調設備でありました、老朽化が激しいということで、今後部屋ごと交換していくことかというよな説明だったかと思われまけれども、既存の大型の空調設備も使えない状況にあるのかどうか。また、今後交換していく、その経過していく年月等もし計画が分かれば何ヵ年計画で全部交換していこうとしているのかお伺いできればと思いま。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） 山形県の段階的保育料無償化につきましてございま

すけれども、計画期間につきましては、現在「やまがた子育て応援プラン」の計画期間が令和6年度までとなっているところでございます。この令和6年度まで、今現在示されている国の保険料に、保険料段階、国の3段階、4段階、町の保育料段階に置き換えますと、3段階から6段階までの方が今回の無償化の対象者と想定しております。

先程の補助金につきましては届出施設になりますので、認可外とかの届け出を使った場合、補助金としては1名を想定しておりますし、あと保育料の減額の方と認定こども園につきましては保育料を認定こども園の方に徴収いたします。その差額を給付費という形でしている関係から、給付費として支払う保育料と、保育料そのものを減額される方に分かれてくるところでございますが、現在対象者になる方50名程度を想定しております。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 佐藤農村環境改善センター所長

○説明員（佐藤 亮農村環境改善センター所長） 農村環境改善センターの現在の空調設備でありますけれども、老朽化はしているものの、まだ稼働できる状況ではあります。ただ年々修繕が行われてきて修繕費等の経費がかさんでいることから、部屋ごとのエアコンに変えるということを考えております。

また、これまでですと多目的ホールも含め、全館一括で稼働していたわけですが、多目的ホールを使用しなくなったという状況から、この機会にエアコンに変えるという計画を立てたものであります。今年度に事務室を整備し、来年度以降は2階の会議室なり1階の応接室なり、そちらの方を順次整備していきたいと思っておりますが、こちらについては財政当局との予算査定の中で協議していきたいと思っておりますが、近年暑い夏が、真夏日、猛暑日の日が多くなっておりますので、なるべく早い時期に整備していきたいということで担当課の方としては考えているところであります。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） それでは、私から数点。まず初めに6ページの、先程から出ましたPOSレジスターですけれども、効率化を図るということで大変期待しているところでありますけれども、中で電子マネー、または後払いのクレジットカードみたいなものは使えるのか、その場合、使用料が発生するかと思いますけれども、この辺はもしあるとすれば普通の商店や業者が使っている使用料と行政が払う使用料というのは同じなのかどうか、これ1点お伺いしたいと思います。

それから、8ページの商工振興費で菜のC aの件であります。これは当初予算が2,700万円円で出発しまして追加ということで2,000万円プラス経費ということですのでけれども、この辺今現在行っていて、必要であるから追加されたのかと思っておりますけれども、今現在菜のC aの評価、効果、どのように捉えているのかまずお伺いしたいと思います。

次に8ページ、道路維持費の道路安全施設補修工事請負費、どこの場所なのか説明をお願いしたいと思います。

次は9ページ、除雪車運行管理システムでありますけれども、今の説明だと町の除雪車に対しての装置、管理ということですのでけれども、委託業者も1/3ぐらいは委託業者が除雪を行っているかのように思っておりますけれども、その辺の管理はどうされるのかお伺いしたい

と思います。

最後でありますけれども、11ページ、教育費の公民館図書整備事業工事請負費の内容をお伺いします。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） このPOSレジスターにつきましては先程もご説明させていただきましたが、コロナ禍における安全安心な収納をするということが第一義的に目的としてあるというものでございます。

住民系の窓口を設置しますPOSレジスターにおきましては、電子マネーのPayPay及びLINE Payにつきましては使用可能ということで今考えておるところでありまして、クレジットカードやその他の電子マネーは今のところ想定していないというものであります。手数料率につきましてはPayPay、LINE Payともにキャッシュレス決済をした手数料、町が収納した金額に対しましてキャッシュレス決済手数料率が3.24%というものでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは私から菜のC aの現在の状況といえますか、評判といえますか、現在把握している部分についてお知らせをしたいというように思います。

この菜のC a、地域通貨という方式で導入した経済支援ということでございますが、何分これまでに実施をしたことのない新しい形であるということもございまして、商業者の方、あるいは一般町民の方、どちらについても今後とも周知をしていく必要があるかというようには考えておりますが、現時点では商業者、商店の方、小売店の方、あるいは一般その他の事業所の方、そして住民の方からは好評を得ておるところで捉えておるところでございます。

また、他市町、あるいはマスコミ等も含めてですが、新しい方法ということで、様々な関心を寄せていただいて、若干他市町村からのそういう問い合わせもあるというような状況で、ただ先程お話をいたしましたとおりに何分にも新しい形でございますので、本来想定している事業の効果につきましては今後出てくるものかなと、それもございまして、今回補正予算ということで、新たな形で菜のC aの追加の投入ということでさらなる経済の効果について波及をしていきたいということで考えておるところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 2点ご質問がございました。1点目の道路施設補修工事請負費、及び道路安全施設補修工事請負費の内容でございます。こちらにつきましては当初予算それから6月補正もいただきまして、道路施設それから安全施設ということで、道路、路肩、それから交通安全、道路の安全に資する案内標示板の安全施設等について修繕工事を行ってきたところでございます。こちらにつきましては、昨年度の降積雪、それから経年劣化等によりまして、補修の必要性が生じている場所が多数発見されてございます。担当課といたしまして、その発見された場所につきましては速やかに対応するというので、現在鋭意発注をしているところでございまして、今の予算では対応しきれない部分が今後発生しようかというところでございます。そのため、今回補正をしていて、今後の対応のための金額を確保

したいということで計上させていただいたものでございます。

続きまして、除雪のシステムの関係でございます。こちらの方につきましては先程ご説明いたしましたところでございますが、町の除雪車全車に付けることにしております。ですので、町有の車両それから業者の方で所有している車両にも付けまして、全体的に管理をするということで考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 公民館図書整備工事請負費ですけれども、こちらの内容は図書室に防犯カメラを設置するということでの予算計上をしたものであります。これまでも議会の中で図書の本の未返却について議会及び定例監査等でご指摘を受けておりましたので、この解決策として防犯カメラを設置、防犯カメラ3台とレコーダーを設置する金額を計上したものであります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） それでは再質問ということで、POSレジスターがPayPayとLINE Payということで、これから電子マネーというか、やはりそういうものが普及してくるというように思われますので、今後クレジットカードの導入というのは考えていないのか一つ伺いたいと思います。

それから、商工業者支援事業の菜のC aでありますけれども、概ね高評価されているというように評価しているようでもありますけれども、私の及ぶ範囲というか、少し狭い範囲かもしれないけれども、自分が見聞きしている範囲ではあまり評判が良くないというような印象を持っております。この辺、何をどういうところで高評価されているのか見解をお伺いしたいと思います。

あと次の土木費でありますけれども、具体的な箇所が決まっていないということでありますけれども、今後私の方の一般質問にもありますけれども、押切小学校から学童までの間、かなり滑って危ないというようなことがありました。この辺も道路安全施設補修工事請負費の中で対応しているのか、入っているのかどうかお伺いします。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） POSレジスターにおきましてクレジットカードの決済の導入という部分に関しましては、こちらのPOSレジスターの予算計上をする際に検討の一つの項目には上がったのですが、実際、クレジットカードの決済を行うということになりますとまたそのための機械が必要で、その機械も高額なものというようなことでありまして、なおかつクレジットカード決済におきましては月額の基本料もプラス納入費用に対する手数料率というような形での費用が発生するという部分もありまして、今回は見送ったという状況にあります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは私から高評価の内容ということでございました。始まって間もないということと、新たな形ということもございますので、その評価の形といいますか、聞こえてくる範囲での、申し訳ないですけれども評価ということになるかと思

いますが、そういう意味では集客等にも役に立ったということで店舗の方からはある程度の効果があったというようには話をいただいております。

ただ、先程ありましたようにあまりよろしくないよだというような声がありとすれば、私の方で実は把握しておるのが、やはりその店舗によっての地域通貨菜のC a の配布の分について、若干店舗によっての差があるのではないかというようなお話は私も聞いておりました。その関係もございまして、地域通貨菜のC a を今回の補正で上程をさせていただきましたのは、新たに地域通貨菜のC a を市場の方に投入してさらなる経済支援の方を進めてまいりたいということで今回進めておるところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） それでは、議員ご質問のありました学童までの間のいわゆるグレーチングの部分でございます。こちらにつきましては、現在の安全施設の工事それから維持修繕の中で、グレーチングの破損箇所等があった場合に対しては速やかに補修をするという方針で向かっているところでございます。

また、当該箇所についての課題があるということは町の方としましても認識しているところでございます。現在担当課といたしましては道路パトロール、それから町内会等の連絡をいただきまして、安全を確保する必要がある場所の把握に努めておりまして、安全を確保するために速やかに工事をすべき場所を優先しながら事業を進めているところでございます。

先程、今回のご質問にございました場所につきましても優先される場所、その他に優先される場所等がある場合もありますので、そういうものも考慮しながら、順番を定めながら整備を進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 7ページの保育園費と10ページの幼稚園費の両方で80万円ずつの修繕費を見込んで補正要求ですけれども、この内容を伺いたと思います。

9ページの公園費、今回の補正でしなければならぬ工事箇所と内容を伺います。

そして同じく9ページのスクールバスの委託料ですけれども、これは運行のコースが伸びたのか、それとも料金が上がったための補正なのか、伺いたと思います。

あと、先程除雪車の運行でGPSシステムの賃貸料ですけれども、これは他の町村の実績という答弁がありましたけれども、このGPSが真冬の天候に左右されないのか、今農機具も乗用のもの、いろいろな機種にGPSが付いておりますけれども、性能が違えばそれまでですけれども、天候に左右されているという状況もあります。この冬季間の天候でも他町村の実績では効果が上がっているということで導入するという解釈でよろしいのでしょうか。

そして国民健康保険の4ページ、出産育児一時金42万円、今回出ましたけれども、これは国民健康保険、新たな転入者なのかそれとも違う保険制度からの国民健康保険の切り替えで発生したのか、出産が増えるということは大変良いことではありますけれども、この42万円は1件だけと私は思いますけれどもこの内容を伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） 保育園費と幼稚園費の方の修繕費でございますけれども、保育園と幼稚園とに明らかに分かれぬものにつきましては両方に半分ずつということで予算計上をお願いしているところでございます。今回の修繕につきましてはボイラー、冬の暖房が少し調子が悪いものですから、そちらの方の修繕と、エアコンの室外機、外の高い部分に取り付けてあるのですけれども、経年劣化によりまして落下の恐れがあるということでそちらの方の改修を予定しております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） それでは公園費の工事請負費の内容でございます。こちらの方につきましては昨年度袖東公園のバリアフリー化工事ということで公衆トイレを設置いたしましたところでございます。現在、その公園につきましては、多くの方からご利用いただいているところでございます。当該公園の遊具で遊ぶ小さな子ども、お子さまが数多く見受けられるようになってございまして、お子さまがトイレを使用する際に風の影響でトイレの入り口、こちらの方を抑えきれずに煽られてしまったという事件がございました。実際公園につきましては小さいお子さまたちが喜んで使っていただいているということもございまして、そのトイレを使う機会が多数あるかどうかということで担当課の方では見ているところでございます。

そのお子さまたちの安全を確保するためにトイレの前の部分、南側の部分につきまして風が強いということを防ぐということで風よけのフェンスをトイレの東西の方に建てて風の勢いを弱めようということで今回考えたところでございます。こちらの方に風よけを建てることによりまして、子どもたちが駆け抜けることがない、それからトイレの前で風に煽られることがない、安全に使えるということで考えたところでございます。

それから、除雪車のGPS機能を搭載した管理システムでございます。こちらにつきましては、現在GPSのトラブルというような話は聞き及んでいないところでございます。ですので、降雪の中で作業であっても電波の方は影響なく使えているのかなと、運行の管理については問題がないのではないかとということで捉えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 10款のスクールバス運行費におきます冬季スクールバス運行委託料の件でありますけれども、現在小学校児童が下校する際、町の町有バス3台とスクールワゴン車でバス運行をいたしているところでありますが、町のバス運行規定によりまして低学年児童、1、2年生を冬季間に限ってバス乗車させております。今年度この対応を取ろうということで現在運行計画を作っているところですが、現在のバス台数では不足が生じているところであり、そのため外部への業務委託という形で冬季スクールバスを運行するためこの委託料を計上したところであります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） 国民健康保険特別会計におきます出産育児一時金につきまして、今回の補正予算計上額につきましては1名分でございます。当初予算は3名分になっております。合計4名分ではありますが、今現在すでに2名には支給済みでありまして、また2

名が支給見込みとなっております。ただご質問にありました新たな転入者かまた他の保険者からの異動によるものかという部分については資料を持ち合わせておりませんので、後程お伝えさせていただければというように思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 国保での出産育児一時金ですけれども、普通なら当初予算で3名分で母子手帳等で把握して当初予算で行っているのではないかと思いますので、その辺後で説明あるということですので、これは逆に子どもが増えるということは良いことですので、やはり当初予算の段階でも予算を組めるときには組んだ方が良いのではないかと思います。

あともう一つ確認ですけれども、8ページの商工振興費の菜のC aですけれども、今回の補正予算は9月と私は記憶しておりますが、第2弾の増額なのか、それとも第3弾なのか、答弁を聞くと第2弾の増額と理解しましたけれども、その辺を確認したいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） この出産育児一時金の予算計上におきましては当然当初予算におきましても健康福祉課の協力のもとに必要な金額の見込みを立てまして、計上しているものでありますが、その後また該当者が発生するという場合は補正予算で対応させていただくというものでございます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 菜のC aの事業実施についてのご質問でございました。菜のC aの増額分につきましては今回この補正予算で増額を計上させていただいたということですが、事業の実施につきましては先程来申し上げておりますが、新たに実施をしておる事業ということで、その事業の内容等について事業者の方、あるいは町民の方に縷々説明をしながら実施をしようということで、当初予算につきましては現在市場の方に投入をしておる分につきましては約2/3の事業費でございます。状況を見て事業効果が発揮できるようにということで残りの1/3を然るべき時期にというように考えておりましたが、当議会においてこの補正予算がもし通過をさせていただけるとすれば、当初予算で保留をしている分につきましては早急に事業実施をいたしまして、その様子を見ながらまた今回の補正予算で計上させていただきました予算について事業実施を考えてまいりたいというところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから採決します。各会計補正予算5件を一括して審議しましたが、採決は区分して行います。

最初に、議第46号「令和3年度三川町一般会計補正予算（第3号）」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第46号「令和3年度三川町一般会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤栄市議員) 次に、議第47号「令和3年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第47号「令和3年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤栄市議員) 次に、議第48号「令和3年度三川町介護保険特別会計補正予算(第1号)」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第48号「令和3年度三川町介護保険特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤栄市議員) 次に、議第49号「令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第49号「令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤栄市議員) 次に、議第50号「令和3年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(佐藤栄市議員) 起立全員であります。したがって、議第50号「令和3年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤栄市議員) 日程第11、請願第3号「米の需給調整に関する請願」の件を議題とします。

本件について、紹介議員より請願の趣旨説明を求めます。7番 鈴木重行議員。

○7番(鈴木重行議員) ただいま上程されております、請願第3号の国に対し米の需給調整に関する意見書の提出を求める請願について趣旨説明を行います。

予期せぬコロナ禍により、米の需要が減少しており、民間在庫は業務用米を中心に適正水準量を大幅に超過しています。このままだと令和2年産米が秋以降も持ち越され、需給緩和による米価下落等、本県農業への甚大な影響が懸念されます。生産者所得の確保と水田農業の維持発展に向け、国に対し、米の需給調整に関する意見書の提出をお願いするものであり

ます。

議員諸兄の賛同をよろしく願いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、請願の趣旨説明を終わります。

ただいま議題となっております請願第3号について、会議規則第91条第1項の規定により、産業建設厚生常任委員会に審査を付託いたします。

○議長（佐藤栄市議員） お諮りします。ただいま付託しました本件は、会議規則第45条第1項の規定により、6日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、6日中に審査を終えるよう、期限を付けることに決定しました。

○議長（佐藤栄市議員） 次に、日程第12、請願第4号「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取しないよう求める請願」の件を議題とします。

本件について、紹介議員より請願の趣旨説明を求めます。6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 請願受理番号4、「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取しないよう求める請願」について趣旨説明申し上げます。

第2次世界大戦の沖縄戦で犠牲を強いられた命を落とされた兵士の遺骨がまだ数多く残されており、今でも戦没者の遺骨収集が行われている状況であります。この遺骨が土と化した土砂を採取することについては戦没者の尊厳を冒瀆する行為以外の他何者でもありません。この土砂採取計画を見直し、戦没者の遺骨の尊厳を守ることを国に求める意見書の提出を求めるものであります。

議員諸兄の賛同をよろしく願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、請願の趣旨説明を終わります。

ただいま議題となっております請願第4号について、会議規則第91条第1項の規定により、総務文教常任委員会に審査を付託いたします。

○議長（佐藤栄市議員） お諮りします。ただいま付託いたしました本件は、会議規則第45条第1項の規定により、6日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、6日中に審査を終えるよう、期限を付けることに決定しました。

○議長（佐藤栄市議員） 本日の会議時間は、夜間議会により、会議規則第8条第2項の規定によって本日の議事日程が終了するまであらかじめ延長しますので、ご了承願います。

○議長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 （午後 0時02分）

○議長（佐藤栄市議員） 再開します。 （午後 5時00分）

○議長（佐藤栄市議員） 日程第13、「一般質問」を行います。

一般質問は7名の議員から通告がありましたので、通告順に行います。なお、一般質問は、

申し合わせのとおり、答弁時間も含めて質問者1人につき30分以内とします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者も答弁者も明快、簡潔にその要点を得るよう、特にご留意を願います。

最初に、4番 佐久間千佳議員、登壇願います。4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員）

- | | |
|------------------------------|---|
| <p>1. 新型コロナウイルス感染症対策について</p> | <p>1. 新型コロナウイルス感染症による重症化を抑え、まん延防止に資するワクチンの本町における接種状況と、感染拡大が更に懸念される冬季に向けた接種率の推移予測、感染拡大防止対応策を伺う。</p> <p>2. ワクチン接種と同時にまん延防止策が重要になるが、濃厚接触者にあたるかどうかの対象者の迅速な判別、検査対応が重要。保健所への協力を含めた対応について伺う。</p> <p>3. 陽性者の家族内感染、いわゆる二次感染がまん延要因の1つとなっている。本町を含めた庄内全域の宿泊施設と連携し隔離療養体制を整えるなど町独自の防止策が必要と考える。町独自のまん延防止策について所見を伺う。</p> <p>4. 学校教育におけるコロナ対応について、感染拡大により休校などの対策を講じているが、学びの継続については昨年の緊急事態宣言下での休校の経験を踏まえた対応がとられているのか、これまでの検討状況、今後の対応をGIGAスクール構想事業のハード、ソフト面での進展と合わせて伺う。</p> <p>5. 感染者やその家族に対する誹謗中傷やデマを拡散させないためにも、行政は正確迅速かつ、こまめに情報を発信する必要がある。スマートフォンアプリを使った情報発信の拡充や保健所との連携による情報収集強化などの対応が重要と考えるが、所見を伺う。</p> |
|------------------------------|---|

令和3年第4回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

新型コロナウイルス感染症対策について。

新型コロナウイルス感染症による重症化を抑え、まん延防止に資するワクチンの本町における接種状況と、感染拡大が更に懸念される冬季に向けた接種率の推移予測、感染拡大防止

対応策を伺います。

ワクチン接種と同時にまん延防止策が重要になりますが、濃厚接触者にあたるかどうかの対象者の迅速な判別、検査対応が必要です。保健所への協力を含めた対応について伺います。

陽性者の家族内感染、いわゆる二次感染がまん延要因の一つとなっています。本町を含めた庄内全域の宿泊施設と連携し隔離療養体制を整えるなど町独自の防止策が必要と考えます。町独自のまん延防止策について所見を伺います。

学校教育におけるコロナ対応について、感染拡大により休校などの対策を講じていますが、学びの継続については昨年の緊急事態宣言下での休校の経験を踏まえた対応がとられているのか、これまでの検討状況、今後の対応をGIGAスクール構想事業のハード、ソフト面での進展と合わせて伺います。

感染者やその家族に対する誹謗中傷やデマを拡散させないためにも、行政は正確迅速かつ、こまめに情報を発信する必要があります。スマートフォンアプリを使った情報発信の拡充や保健所との連携による情報収集強化などの対応が重要と考えますが、所見を伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項4点目の学校教育におけるコロナ対応に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策について、1点目のワクチン接種の状況と接種率の推移に関するご質問であります。本町におけるワクチン接種につきましては、65歳以上の接種が7月末までにおおよそ終了し、対象者の9割を超える高い接種率となったところであります。8月からは64歳以下の接種が始まり、10月末までには、本町の接種希望者の接種が終了するよう進めているところであり、最終的な接種率については、85%程度と見込んでいるところであります。このように多くの町民の方々がワクチン接種を終えるところでありますが、引き続きマスクの着用をはじめ、3密回避など「新・生活様式」の実践を心がけていただくとともに、感染拡大防止にご理解とご協力をいただくよう周知してまいります。

次に、2点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。まん延防止に向けた検査対応につきましては、山形県庄内保健所が感染者確認の報告を受けた場合、当該者と早急に連絡をとり、疫学調査を実施しながら、家族や職場等における二次感染を回避すべく対応しているところであります。8月以降の庄内地域での急激な感染拡大に伴い、庄内保健所の要請を受け、本町からも保健師を派遣するなど保健所への協力を図ってきたところであります。また、宿泊療養施設につきましては、県が宿泊療養ホテルを開所しているところでありますが、町独自の隔離療養体制については、地域の医療関係者との連携も必要となってくることから、保健所の指示に従い、検討すべきものと判断しているところであります。

次に、5点目の感染者や家族への誹謗中傷に関するご質問であります。本町といたしましては、これまでも感染された方やその家族への心ない誹謗中傷や、真否不明の情報やうわさ、デマなどをSNS等において拡散することがないよう冷静な対応をお願いしてきたところ

であります。今後も県が公表する情報に従い、正しい情報を適切に発信しながら、新型コロナウイルスによる差別、誹謗中傷防止の呼びかけに努めてまいりたいと考えているところがあります。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 佐久間千佳議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の新型コロナウイルス感染症対策について、4点目の学校休業時の学びの継続についてのご質問であります。今回の一時的な臨時休業につきましては短期間の休業だったため、各家庭には電話連絡や連絡メールシステムにより体調確認や自宅学習を指示している状況であります。一方、家族に感染者が出た児童・生徒につきましては、出席停止措置により2週間程度自宅で過ごすことになるため、タブレット端末を使用して自宅と学校を結んだりリモート学習や健康観察に取り組んでいる状況であります。今後は、タブレット使用の実施内容を検証しながら、全校での活用についても検討していきたいと考えているところあります。

また、GIGAスクール構想におけるタブレット端末の活用につきましては、3段階で授業づくりを進めていく計画を立てており、まずは使えるようにすること、次に教科の学びを深めること、最後に子どもたちが主体的に活用することとしております。現時点はまだ第1段階であります。パソコン操作が得意な先生は次の段階に進んでいると聞いております。加えて、教育委員会としては、9月からデジタルドリルを家庭で使用できるよう、端末を自宅に持ち帰る取り組みの実施に向けて学校と調整を図っているところであり、今後の授業改善や効果的な学びの推進に努めてまいる考えであります。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは再質問させていただきます。

まず1点目の接種状況と推移予測でありますけれども、10月末まで希望する町民、12歳以上となろうかと思っておりますが、2回接種85%の見込みで終わるという見込みを立てていらっしゃるということで、かなり早く2回接種されるのだなというように思っております。最新の情報では8月30日現在で我々がいただいている情報ですと2回接種全体で53.4%ということで、そこからさらに集団接種等で進めていくのだなという形で思っております。しかしながら、冬季に向かってまだまだ接種が足りていない部分で、感染の可能性はまだ残っているということでもありますけれども、感染拡大防止策において現在は県が緊急事態レベル4ということで発表しておりますけれども、それに合わせて町もいわゆるイベント等このまま自粛し続けていくのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

公表されている情報では10月31日の秋の感謝祭までは中止・延期というようにされておりますけれども、現状、今日も陽性者が減少しているという中においては、少しでも緩和するという方向も持って行かなければならないのかなというように思います。その判断はどのようにされていくのかということをお伺いしたいと思いますし、学校のスポ少であったり

中学校の部活動に関しましては、いまだ自校内での練習であったり、スポ少も中止という中であって、その中でもやはり問題が出てきていると、自校内での練習すらできないような、例えばクラブ活動との差が出てきているというような話も聞きますので、その辺の問題を含めてどのように対応していくのか、まず1点お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 町全体に関わる方針といたしまして、今後の対応方針に係る部分でございますけれども、現在県の特別集中期間に合わせて本町でも9月12日までの期間において各公共施設等の利用中止と自粛等を行っている状況でございます。本町におきましては、本町の感染者数のみならず、やはり庄内管内の感染者数等も加味した内容でやはり判断していく必要があると思います。県において9月12日までとしているこの期間をどうするのかといった部分が、その宣言が終わる前に発出されるものと思っておりますけれども、その内容等も踏まえながら、さらには近隣の感染状況等も勘案して総合的に町の方針等については判断していく必要があるということで考えておりますので、できれば本町については県のそういった方針等が発出されて、本町においてその発信された内容に基づいて本部会議を開催し、また新たな町としての方針についてお示ししてまいりたいと考えております。

また、個別のそういった学校等の案件につきましても状況によってまた判断していくことになろうかと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 今学校等の状況に関しては個別にということで教育委員会の方にもお伺いしたいのですが、今日の報道でもありましたが、30日までの自校での部活動の継続というような報道もありました。それが田川地区におけるということでありまして、やはり少し状況を見ながら緩和していくというような取り組みも必要ではないかと思っております。その辺について見解をお伺いしたいと思いますし、部活動とクラブ活動の差がやはり出てきていると、部活動が優先して町の施設を予約して使えるような状況で、クラブ活動に関してはなかなかそれができていないというような差が生じてきていることに対する所見をお伺いします。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 学校に関しましては県の教育委員会の方からまた独自に通達が来ておりまして、それに倣って学校を運営しているところであります。特に部活動等につきましては、自校内での活動については認めると、また全国大会・県大会など上位大会に繋がる大会等については除くというような現在の通知内容でありまして、それに基づいたところで学校も対応しているところであります。

また、現在9月12日までは今言ったような自校内での活動というように規定しておりますが、町の体育施設について一般使用を禁止しているという状況であります。ただ、学校行事、今話題になっている部活動などに関しては町としても特例で認めて使用させているところであります。ただ顧問の先生が付かないクラブ活動、夜間の練習ですとかそういった部分についてはやはり活動を自粛してくださいという対応をとっているところでありますので、

ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） やはり顧問が付かない限り責任の所在が明確にならないということであろうかと思いますが、子どもたちの活動に関してはそういった差を設けることのないよう配慮していただければと思います。

続いて2番目のまん延防止に関する質問でありますけれども、8月に感染拡大した際に多くの方から寄せられた意見として、濃厚接触者にあたるかもしれませんと、行動を少し慎重にしてくださいというようなニュアンスで連絡が回ってきたがその後のアクションがなかなか来なかったと、それによって会社を休まなければならない、または学校を休ませざるを得ないような判断をしたというような、学校はすぐに休校になりましたけれども、そういった事案が発生し、保護者の中にも会社には迷惑をかけられないので休むしかないというような問題が多く声を寄せられました。

報道でもありますとおり保健所の機能がパンクしているということで、町長答弁でもありました保健師を派遣したということで、今現在その連携というのはどのようになっているのか。単発的なもので終わっているのか、それとも今後このような事態が起きたときに迅速に対応できるような連携体制が取れているのかどうかお伺いしたいと思います。

私はやはり初期対応の速さというのが重要になってくると思いますので、そういった濃厚接触者等に関する調査であったり、ある程度資格のないところでできるようなものは、例えば町民の方々をお願いできるところはお願いしていくということが重要になってくるのかなど。例えば民生委員だったり保健委員の方々の協力を得られるものなのかどうか。そういった調査や連絡等にかなりの時間がかかったということで、これを迅速にするにはやはりそういった協力が必要ではないかなと思います。その辺も含めて答弁をお願いします。

○議 長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 今回の庄内地域の中での新型コロナウイルスの感染が非常に急激に多く発生してしまったという中で、庄内保健所としましても職員、それから他課の職員等も動員をしながらこの感染にあたっての調査等にあたっているという状況でありました。本町でもその感染が非常に多い時期、保健所から急遽要請がございまして本町の保健師等の派遣を行ったという経過がございまして。現在は派遣はしていない状況でありまして、庄内保健所の方でそれぞれ対応いただいているということで、そのときの要請に応じて本町では対応してきたという経過がございまして。

この連携というお話もございましたが、新型コロナウイルスの感染の状況、感染の多さと申しますか、そういったそのときそのときの状況に応じて連携を図っていくということで、急な申し出ではあったわけですが、本町といたしましても全力でその辺を保健所と一緒にあって、疫学調査等を実施していたということでもあります。なかなかその感染の数等も読めない状況であるものですから、日頃からこういったことがあり得るということ想定しながら今後は考えていかなければならないものというように感じてはいるところでありますが、まだ具体的な指示等はございませんので、保健所等の今後の対応につきまして町としても一緒

に連携を取りながら行っていきたいという考えは、町としては持っているというように思っています。

また、この調査に関しましては、やはり個人的な、様々な個人情報等の問題もございまして、町民の方で民生委員とか保健委員とかがなかなか調査できるような内容ではないというように理解をしております。医学的な知識もないとできない部分もございまして、その辺については保健所等と、または町の保健師等の専門職としての経験のある方々の対応でなかなか難しいのではないかなというように感じているところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） そういったさらに踏み込んだ対応というのは近隣の市でも開業医が保健所と連携して連絡を取って様子を伺っているというような事例もお聞きしますが、そこまで踏み込むというわけではなく、初期段階での連絡をいかに迅速にできるかがやはり混乱を沈静化していくのではないかと思います。いつまでたっても自分が濃厚接触者ではないかというような疑いが晴れないうちはなかなか活動ができないという状況になりますので、そこをどうやってクリアしていくのかということだと思います。専門的な知識がなければできないということであれば、ではそこをどうやってクリアしていくかというところは町が要望していただくだけではやはり解決へは進んでいかないと思います。

町長にお伺いしたいと思いますが、町長答弁の中に保健所からの指示等でやはり、3番目の質問にもありますけれども宿泊療養等の取り組みは保健所の指示があつてからだというようなことでありましたけれども、やはり庄内全域で見て問題解決していくという方向でなければ、個別の町とか市で対応しては取り合いになって、どこが早く対応するかというような取り合いになるので、やはりここは2市3町が新たな枠組みを作つて緊急的にここは対応していくというような、今緊急的にできるような保健所バックアップ体制の取り組みであつたり、あとは宿泊療養等の庄内全域での取り組みという枠組みを作るべきではないかなと思いますが、町長どう思いますか。

○議 長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間議員の気持ちは十分理解できるところであります。しかしながらこの感染症に関しましては、やはり県が第一義的にその感染者に対しての様々な検査、あるいは療養というような最終的な判断をするというようなことでもありますので、そういった面においては、市町村の場合においてはやはりある面においては協力を求められた段階でないと行動ができないというのが今の県と市町村との関係というようなことでもございます。あくまでも県が責任をもってこの対策にやはり、しっかりとした保健所を中心とした対応をするというのが現在の対応方針というようなところであります。

そういった中において、先程も健康福祉課長の答弁にございましたが、本町においてはやはりその感染者のプライバシー、家庭、そういった部分に対して多くの関係者から協力をいただきたいということは当然あるわけではありますが、しかしながら先程申し上げましたようにプライバシーということからしますと、やはりこの部分については非常に難しいものがあるなというように感じたところであります。ただ幸いに、本町においては保健所からの要請

のもとに保健師から、先程も答弁で申し上げました疫学調査等、本当にその感染された本人並びに家族等における調査等においては、大変な細部にわたっての確認というようなことができたということで、おかげさまで二次感染ということだけは防げたということもあります。やはり町の職員の機動性が発揮されたということで、保健所が庄内の全域の中においては完成者が拡大する中においても、本町では20日から22日までの3日間での感染者がそれ以降、今日までの10日、11日を経過する中において二次感染者が出ていないということもやはりこれは町としてのしっかりとした感染予防対策・防止対策ということに繋げてくれたのではないかとこのように思っております。そういうことからして佐久間議員が言われるように、町もそういう方向で対応してきたということでご理解をいただければと、このように思うところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 町長のおっしゃるとおり町の対応、新型コロナウイルスワクチンの接種等やはり迅速に進めていたおかげで二次感染、または入院まで至らないというような状況になっているのかなと、二次感染も抑えられているのかなというように思います。しかしながら、一旦庄内で広がれば保健所の情報を頼りに町からもリリースしておりますけれども、行政が発信する情報以外はデマやそれ以外の情報になってしまうので、行政からの情報を信じてくださいというようなことを発信している以上、県がリリースしている情報を見ますと、もうほとんどが調査中、やはり拡大中には調査中というところが一番皆さん心配になっていると、経路不明であったり調査中という項目が多かったというところで、そこをなんとかクリアするべきではないかなというように思います。

ぜひ町長のリーダーシップで2市3町に呼びかけ、声かけをして、県がすべて主導権を握っているということではなかなか難しいかもしれませんが、吉村知事も新型コロナウイルス克服、経済回復と謳って選挙に向かわれたわけで、本町においても三千某の票を集めて、圧倒的な支持を得ているわけですので、その新型コロナウイルス克服策に極力協力していくということは大切だと思います。

時間がない中で学校現場に対する質問に移らせていただきたいと思います。教育長答弁の中ではすでに2週間待機の児童に対してはタブレットでの通信を行っているということでありました。それは最近報道でもありましたが、東京都でも新型コロナウイルスに感染していない、もしくは関係ないがやはり感染の心配があるので登校したくないであったり、家庭的にもリスクがあり登校させたくないという、そういった意思を尊重できるような仕組みに今後されていくのかどうか。今行われてみてどのような形で所見を持っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） まず現在リモートで学習といいますか授業をしているのは中学生のみであります。小学生については先程答弁したように健康観察なりという確認のみにとどまっておりますが、これが実際その休んでいる子どもにとってどのような教育効果があるのか、どこまで授業を理解してもらっているのか、まだこの辺は検証をしていく必要がある

るということで、その状況を見ながら今後の対応に結びつけていきたいというように考えております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ぜひこれも貴重な経験としてしっかり次の政策に移していただきたいと思います。

最後になりますけれども、85%見込みということで、中にはワクチン接種をしないという選択をする方も当然いらっしゃると思います。やはり私の周りでも心配な声はかなり寄せられておりますので、ワクチン接種をしないということに対する差別が生まれまいよそこは気をつけて、ワクチン接種をしない選択をした方々への差別・偏見等が生まれまいよな啓発も考えていただければと思います、私の一般質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で4番 佐久間千佳議員の質問を終わります。

次に、1番 小野寺正樹議員、登壇願います。1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員）

1. 緊急的なコロナ感染等に
伴う、情報伝達のあり方について

1. 最近のコロナ感染に伴い、町長からのメッセージや今後の対応方針などについて三川町のホームページや三川町公式アカウントライン、Yahoo!防災速報アプリなどでも確認できたが、情報の収集が出来ない人への伝達方針について伺う。

2. ブルーインパルス遠渡隊長を三川町名誉町民、又は親善大使推薦について

1. 三川町創設以来、三川町では、加藤セチ先生以来名誉町民の該当者は出ていないが、オリンピックで日本中を元気付けたブルーインパルス隊長の遠渡祐樹さんなどは町民に元気を与え、誇れる人材であり、多くの報道に三川町出身と三川町の地名を上げてくれたと思うが、名誉町民、又は親善大使的な継続的な関係性を築けないか伺う。

令和3年第4回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問を行います。

1. 緊急的なコロナ感染等に伴う、情報伝達のあり方について。

最近のコロナ感染に伴い、町長からのメッセージや今後の対応方針などについて三川町のホームページや三川町公式アカウントライン、Yahoo!防災速報アプリなどでも確認できたが、情報の収集ができない人への伝達方針について伺います。

2. ブルーインパルス遠渡隊長を三川町名誉町民、または親善大使推薦について。

三川町創設以来、三川町では、加藤セチ先生以来名誉町民の該当者は出ていないが、オリンピックで日本中を元気付けたブルーインパルス隊長の遠渡祐樹さんなどは町民に元気を与え、誇れる人材であり、多くの報道に三川町出身と三川町の地名を上げてくれたと思うが、名誉町民、または親善大使的な継続的な関係性を築けないか伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小野寺正樹議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の緊急的なコロナ感染等に伴う、情報伝達のあり方に関するご質問であります。町が住民に向けて発信する情報は、行政施策や社会生活に関する情報、さらには生命や財産に関わる情報など多岐にわたるところであります。

これらの情報については、対象となる方に正確に伝え、行政サービスの提供に繋げていくことが最も大切であると認識しているところであります。

ご質問にあるような即時性が求められる情報の提供につきましては、主に、ホームページ等によるデジタル媒体の利点を生かした活用を図っているところであります。

また、このようなデジタル媒体によらない、迅速な情報提供手段として、外部メディアへの情報提供による、新聞、テレビ等を通じた情報の周知も行っているところであり、今後も提供する情報の種類に適した媒体の特性を踏まえながら、的確な住民への情報提供に努めてまいりたいと考えているところであります。

質問事項2の三川町名誉町民等に関するご質問ですが、本町では、「三川町名誉町民に関する条例」のほか、「三川町表彰規則」の規定による表彰制度を設け、町に功績があった方の顕彰を行っているところであります。

ご質問の後段にあります、継続的な関係性の構築につきましては、今後とも本町との繋がりを大切にしていきたいとの思いは同じであり、なお、本町への功績に対する顕彰の手法等につきまして、検討してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） それでは再質問させていただきます。まず初めに緊急的な新型コロナウイルスの感染等に伴う、情報伝達のあり方についてでございますが、先日高齢者の集まりに参加させていただきました。その際に気づいたのが、町から発進された町長からのメッセージが20名中2名、1割の方しか情報が入っていないことを確認しました。今回のような爆発的な感染も災害の一つと考えた場合、正確な情報発信は敏速性を要するものだと思います。現在緊急的な情報の伝達方針としましては、今町長が言った部分では十分理解はできますが、しかしながらテレビや新聞などに関しましてはやはり逐一、新聞などに関しましては次の日といった情報もございませう。そういった部分からいたしましてもやはり緊急性の高いものに関しましては、伝達方針としては防災無線が主流ではありますが、現在の住宅の設計上、断熱材や防音壁などの音が聞こえにくい家庭が増え、高齢者や難聴の人には聞こえづらいと言った声を耳にいたします。

また、先日研修いたしました戸別受信機に関しましても値段が高い、電波が届かないなどまだまだ問題があると思われまはるが、代替品的なものを考えているのか再度お伺いいたします。

また、新しいアイデアの一つとしてお聞き願いたいのですけれども、実際に携帯電話などで情報が入る方に話を聞きますと、タイムリーに情報が入り助かっている、ぜひ継続してほ

しいといった声もあります。できれば SNS を利用した情報伝達のツールにより危険箇所を写真入りで情報提供する等のネットワークの構築を進める考えはないか、町民の中には少しでも役に立つ情報を提供したいといった声もごございます。登録制にし、投稿者の名前なども管理できれば個人のプライバシーや誹謗中傷などの問題も防げるものと考えますが、いかがでしょうかお伺いをいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 迅速な情報伝達の手段として今ご質問にもありましたような防災無線等の活用については、やはり今の住宅事情等、それからこういった類の例えば聞き逃してしまうとあと全く伝わらないといったような部分もごございますので、なかなかそういった迅速な情報を伝えるための手段というのはどこの自治体もやはりその方法について検討されているものと思っております。今言われたような例えばプッシュ型のそういう情報伝達のあり方、それにつきましても携帯あるいはスマホ等を持っていないとそういったネットワークを組むにしてもなかなか難しいといった部分がございますので、そういった部分については今後本町ですで行っております LINEID 等との共有、それから本町は今年から Yahoo 防災アプリにも加盟しまして、その Yahoo 防災アプリを活用している方についてはそういったプッシュ型の通知が緊急的なメッセージが届くようになっております。たぶん LINE の ID 登録よりもこちらの Yahoo 防災アプリは結構入れている方が多いと思いますので、こういった活用も今年から行っているところでございます。

先程のプッシュ型の通知、ネットワーク等を考えられるのが例えば Twitter とかそういった部分もいろいろなメディアで取り上げられておりますけれども、冒頭にありました高齢者等へのといった部分についてはどういった代替方法があるのが、さらなる検討が必要になってくるのかなと感じているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 1 番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） Yahoo サイトは私も見ておりますし、ホームページも見ております。そして LINE の方も特に私の方は見ております。ただ Twitter 的なものに関しましてはまだかなといったような感じはしておりますけれども、先程も提案させていただきました町民からの写真の提供などに関しましては、そういった Twitter などは大変便利なサイトかなと私は感じておりますけれども、その辺に関しまして企画課長の方から答弁願いたいのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 当課で発信しております、特に災害等につきましてその本部があります総務課等からの情報の提供を受けて様々な形で発信をしているところであります。質問にありましたとおり例えば県ですとそれぞれの部署単位になろうかと思いますが、Twitter を活用して県の情報、また催事的なもので県民の興味をそそるような情報等の提供を行っていることは承知しております。ただ、町としてその情報を発信する際にやはりそこは取捨選択と言いますか、何でも流せばいいというものでは当然ございませんので、どの部署がどういった情報を流すか。また、先程総務課長が答弁しておりましたが、受け手の方、

要はスマホ等を持たれている方でも結局 Twitter を開かないと情報が入ってこない、または登録していないと、またはフォローしていないと当然情報はなかなかリアルタイムで手にすることができないという情報もございますので、やはり SNS を活用した情報の発信についてはまだまだ課題も多いのかなというところでは認識しております。

あと高齢者等への SNS といいますかスマートフォン等の媒体を持たない方に対する情報提供につきましても、その内容によりましては各町内会からご足労いただく形で紙ベースで配布しておるケースもございますので、そこは提供すべき情報の内容等を十分に踏まえた上で今後とも提供にあたっていきたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 1 番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） 自然災害等はいつ起こってもおかしくない状況の中で、特に今年からは避難レベル3になった場合、高齢者の移動が始まるといったような部分も改正されております。私も町内会の役員をしておりますけれども、やはり個人情報等の問題が大きく、踏み込んだそういった防災体制、そして移動体制が取れないのも事実でございます。そういった問題を速やかに解決していただき、高齢者の皆さまにいち早い移動の手段、そして伝達の方法を改良されることを願います。よろしく願いいたします。

続きまして、遠渡隊長に関しましての問題ではございますが、遠渡隊長に関しましては SNS 等で皆さまの声を聞いてみますと、「三川町の誇りであり、同じ町民として大変嬉しく感じている」といった答えが多く寄せられました。ぜひ何らかの形で町民名誉賞または親善大使的な考え方を持つべきではないかと私も思います。特に皆さんご存知のとおりテオトルに行きますと等身大のパネル等がございます。よく私もテオトルを利用させてもらっているのですけれども、通る度に特に女性の皆さんが隣に並んで写真を撮っている姿が大変微笑ましく感じているところでございます。

条例を見ますと議会の議決を経て名誉町民の称号を送ることができるといった部分が載っておりました。私はその辺、彼の場合は業務として仕事としてそういった活動している部分がありましたので、そういった感じの方はできるのか確認をさせてもらったところ、本人が所属する航空自衛隊の広報部に確認をしたのですが、航空自衛隊としてはそういったものに関しましては問題もなく、本人はもとより部隊としても大変名誉なことであるといったような返事をいただきました。私は他に何かそういった賞などをもらっておりますかといったような確認をしますと、やはり全国的に、個人ではないのですけれども、ブルーインパルス全体にとか、やはり特に今回のオリンピックで力をもらったといったような声が大きく、そういった部分であちこちの県で表彰している中、当三川町の遠渡隊長がいる地域でなぜそれができないのか、ぜひ何とかお願いしたいと思っております。

コロナ禍の中で自粛ムードで疲れきった町民にぜひ明るいニュースをお願いしたいと思いますし、先程町長からもありました親善大使に関しましては継続的な関係性が私も大事だと思っております。敢えて再度お聞きしますけれども、親善大使に関しましてはどのような基準でそういった賞を贈ることができるのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 親善大使に限ってのご質問でありましたが、本町においてはこの親善大使といった明確な基準といったものは現在ないところでございまして、ただ一般的に全国の事例を見ても幅広くそういった町のPR等を行っていただける方にそういった親善大使の任命を与えている自治体は多いかと存じております。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） といいますと別にそんなに大きな問題はないように私は感じているのですけれども、ぜひこの場で前向きな考え方を私は聞きたいと思います。やはり今回一般質問でこういう質問をすると提案しましたら多くの方から応援の電話をいただきました。そういった部分でぜひ我々町民に力を与えてもらいたいし、そういった人材を大事にしてもらいたいのので、今すぐは大変難しいとは思いますが、ぜひ前向きな検討をお聞きしたいのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 町長の答弁にもありましたが、今後私としてもそういった総合的な観点を持ちながら検討していく必要があると考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 私は理解力がないので、総合的などと言われますと、彼の任期を見ますと今年でそういったブルーインパルス飛行に関する仕事に関しては終わるといったような話を聞いております。今後は別の部署で働く中で、今が一番旬な人材なんです。例えば前にある方から、「ではこの仕事を定年してからでも遅くはないのではないか。」といったようなアドバイスも受けたことがあります。しかしながら、なぜ私が敢えてこのように質問しているかというと、先程から何度も言っていますとおり今の時期、このコロナ禍だからこそそういった提案をしているのでありまして、時期が私は大事と思っております。確かに総務課長が言う総合的な部分の考え方をしっかり持って検討するのは十分理解できますけれども、今だからこそ願いたい、ぜひそういった部分で返答を願いたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） その時期等も含めて総合的な観点ということで申し上げたものでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 分かりました。総務課長の前向きな答弁には大変感謝申し上げたいと思いますし、先程私も言ったとおり時期が肝心なこれは問題でございます。当然来年に持ち越すようなことのないようにしっかり検討をお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で1番 小野寺正樹議員の質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午後 5時51分)

○議長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午後 6時00分)

○議長（佐藤栄市議員） 次に、5番 砂田 茂議員、登壇願います。5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員）

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 新型コロナウイルス感染症対策について | 1. 三川町の成人式に関連したクラスターが発生した。山形県内でも新型コロナウイルス感染症の感染拡大傾向にあるなかで、成人式開催を判断した経緯と今後の対応を伺う。 |
| 2. 子育て世代の負担軽減について | 1. 本町における「子育て支援医療給付事業」では、中学3年生までの無償化を実施しているが、高校卒業まで拡大することについての所見を伺う。

2. 学校給食の無償化にむけての所見を伺う。

3. 学校のトイレに生理用品の常備にむけての所見を伺う。 |

令和3年第4回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問いたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策について。

三川町の成人式に関連したクラスターが発生しました。山形県内でも新型コロナウイルス感染症の感染拡大傾向にある中で、成人式開催を判断した経緯と今後の対応を伺います。

次に、子育て世代の負担軽減について。

本町における「子育て支援医療給付事業」では、中学3年生までの無償化を実施しているが、高校卒業まで拡大することについての所見を伺います。

学校給食の無償化にむけての所見を伺います。

学校のトイレに生理用品の常備にむけての所見を伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 砂田 茂議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項1の成人式開催を判断した経緯等について、及び質問事項2の子育て世代の負担軽減について、2点目と3点目のご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の成人式に関するご質問ですが、まずは、成人式関連で感染した方々の1日も早い快復をお祈り申し上げます。また、集団感染が発生してしまったことにより町民の皆さまに多大なるご心配をおかけいたしましたことに対し、心よりお詫び申し上げますとともに、町といたしましては、一層の感染症予防対策に努めてまいりたいと考えているところであります。

質問事項2の子育て世代の負担軽減について、1点目の高校生の医療費助成に関するご質問ですが、本町の「子育て支援医療給付事業」は、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るものとして実施しているものであり、現在、「山形県子育て支援医療給付事業」を活用

し、町単独事業とあわせて中学3年生までの医療費を無料化しているところでもあります。

ご質問の対象年齢を拡大することについては、本年3月もご質問をいただいたところですが、庄内地域においては18歳まで対象としているのが、現在も1町にとどまっているところであり、引き続き、近隣市町の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 砂田茂議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の成人式開催を判断した経緯と今後の対応についてのご質問ですが、今回の成人式につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により延期されていましたが令和2年度分と令和3年度分を午前と午後に分けて同日開催する形で実施したものであります。なお、庄内地域の感染状況によっては中止、または延期することも視野に入れながら準備を進めてきたものであります。7月に入り山形県内、特に内陸地域での感染者数が増加する傾向にあったものの、庄内地域では8月のお盆前までの感染者は少数で推移していたことに加え、町内では感染者が出ていない状況なども考慮し、開催を判断したところでもあります。

また、実施にあたりましては、緊急事態宣言地域からの参加を控えるよう依頼するとともに、2週間以内の健康チェックシートの提出や当日の検温、手指消毒、体調の確認を行いながら、マスク着用の上、短時間での式典を行ったところでもあります。さらには、実行委員が主催した成人のつどいにおきましても、飲酒を含む会食は行わずに、お茶と茶菓子の提供にとどめて1時間程度で終わるように企画を変更したところでもあります。

また、感染者が確認された以降、町では庄内保健所と連携し、さらなる感染拡大に繋がらないよう情報収集と情報共有を図りながら、みかわ保育園・幼稚園と小・中学校の臨時休園、臨時休校措置を取り、感染拡大防止に努めてきたところでもあります。また、町公共施設につきましても、町の感染症対策本部の対応方針に基づき9月12日までの一般利用制限を行っているところであり、引き続き、県が発出した感染拡大防止特別集中期間の趣旨に沿い、予防対策に取り組んでまいっている考えであります。

質問事項2の子育て世代の負担軽減について、2点目の学校給食の無償化に関するご質問ですが、全国の地方自治体の中には政策として学校給食費の無償化を実施している自治体があることは承知しております。山形県内におきましては、寒河江市と鮭川村において無償化を実施しており、その他、複数の自治体においては一部助成を実施している事例もあります。

しかしながら多くの自治体においては、従来どおりに保護者から給食費を負担していただいている状況であり、現時点においては学校給食費の無償化は考えていないところでもあります。

次に、3点目の学校のトイレへの生理用品の常備に関するご質問ですが、町内の学校現場におきまして、必要な児童生徒から申し出があった場合は、保健室に常時保管しているものを使用させている状況であります。また、トイレへの常備については、衛生面での課

題もあることから、生理用品の常備は考えていないところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 初めに新型コロナウイルスに感染された方、ご家族へのお見舞いと一日も早い普段の暮らしに戻られますようお祈り申し上げます。8月20日に町長から三川町成人式参加者3名が新型コロナウイルスに感染していると確認されたと、また8月22日には成人式関連における集団感染についてのお詫びとさらなる感染対策の徹底を呼びかけるメッセージが出されました。また8月22日と23日の新聞報道によると町は庄内地方では式の直前まで感染の大きな広がりがなく、出席者同士の距離をある程度保てば何とかできるとの考えがあった。それから式典の中でマスクを外す機会が短い時間があった。会場の入り口を開けていたが換気が不十分だったかもしれないと取材に答えています。ここで言う換気について、どういう点が不十分だったと思われるのでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 会場となりました菜の花ホールでありますけれども、こちらの方の換気対策としまして、入り口等を開けるといことが考えられるわけではありますが、式典及び成人の集いにおきまして、これは後から把握した部分であります。出入り口等の開放は行っていなかったと。ただ菜の花ホールの空調自体が換気も行うタイプのものであったということが分かっておりました。この菜の花ホールでは新型コロナウイルスの集団接種も以前行われていたところでありまして、その際は空調をつけながらも外及びロビーの出入り口も開放していたということから、そこまですれば十分な対応だったのかなというように感じているところであります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） ここに来てまたさらに変異株の感染が広がる中で、従来の対策に加えてエアロゾル感染に対する対策が重要であると言われております。そのためには二酸化炭素の濃度を適切に管理するためのCO₂モニター、これを活用して二酸化炭素の状態、それを数値的に管理することが必要であると言われておりますけれども、以前お話を聞いたときには集団接種の場合にはこのCO₂モニターを使用していたとお聞きしたことがあります。この成人式の際にはこのCO₂モニターを活用されていたのでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 成人式の中ではCO₂モニターは活用しておりませんでした。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） やはり換気を確実にを行うことについては、人間の勘だけではなくやはりきちんと数値で管理することが必要であると思います。また、室内においては空気が滞留する場所もありますので、その点にも注意を向ける必要があるかと思っております。

成人式開催を目前にしていた時期にオリンピックが開催されてから県内でも新型コロナウイルス感染者数が増加傾向にありました。8月1日には全国知事会が出した国への提言書の中には「今の感染拡大は政府が楽観視した結果であり、これまでのお祝いベースの施策で

は人流抑制には繋がらない」とありました。これは楽観視という危機感の欠如を訴えています。

8月3日、県内感染者が32人を数え、流行第5波に入ったとの報道があり、第5波の特徴として変異株の拡大、首都圏・関西圏との往来、若者を中心に行動抑制が進まない、の3点を中目千之県医師会会長が上げています。ここの3点目に若者の意識についての警鐘を鳴らしています。

8月11日、県内で43人が感染し、庄内でも鶴岡市で3人、酒田市で2人、この日に厚生労働省専門家組織からは医療供給体制が災害時に近いという災害という言葉が出ました。開催直前の8月12日、庄内地域も県独自の注意警戒レベルを1段引き上げ、県全域をレベル4と設定しています。この日は鶴岡市で6人の感染者が出ております。レベル4と言いますと県内全域が特別警戒ということです。レベル3の警戒から特別警戒、それから感染が懸念される状態から感染拡大傾向にある状態、こういうレベル4が出されています。

開催直前の2週間でこのような報道がされていました。このような中で中止という選択肢、先程ご答弁ありましたけれども、開催か中止かの判断をする上で、その上の検討材料、どういものが検討材料として上がってその検討が進められていたのか。また、その判断を下す上で基準、開催か中止かそういう基準は定められていたのか、その辺をお聞きします。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 先程の答弁の中でも申し上げておりますが、庄内地域での感染の状況、こちらと町内での感染者があるかないか、こういった部分を一番重要視しての開催の判断としたところであり、具体的な判断基準、何人出れば開催を中止するというような特に決まった基準は設けておりませんでした。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 新型コロナウイルス感染症が確認されてから1年半以上という長きにわたっています。新型コロナウイルスに怯えながらの自粛生活には多くの方が疲れと辟易としていることです。明るい話題や暮らしに希望を求める気持ちはみんなにあることです。だが一方で現在まで国内の感染された人の数は152万人以上にも上り、亡くなられた方に至っては1万6,000人を超えています。感染しても医療機関にかかれず適切な医療を受けられないまま自宅療養を余儀なくされ、亡くなる方も出ているとの報道も連日されているところでもあります。

先程述べました新聞報道の中には、他にも県によると式典の後に個別に会食を開いていた、十分に感染対策を取っていたとしてもマスクを外す機会があれば感染リスクはあると強調、こういう報道記事もありました。しかし、やはり成人式というお祝いごとで久しぶりに同級生と会えばお祝いムードに浸るのはごく当たり前のことであろうと思います。個別に会食を開くのもあり得る、そういう視点を持って検討されましたでしょうか。この辺もお聞かせください。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ただいまご質問があったようなことは町としても当然想定は

しておりました。そういったことから今回の成人式の該当者及び実行委員の皆さまには町の式典及び集いが終わった後、また飲みに行くようなことは極力しないでいただきたいという話は以前からしていたところであります。しかしながら今回のこの成人式を開催した判断に及ぶに至ったもう一つの理由としましては、三川町の将来を担っていただく若者たちがやはりこの成人式という人生の節目の中で非常に大切なものであるということからこの成人式を契機に少しでも一般的な大人の意識を持ち、これから十分成長していただきたいという願いを込めての開催の判断というところをしたところであります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 政府から緊急事態宣言が出されて自粛が呼びかけられている中で東京オリンピックは開催という人流を抑制する上では矛盾したメッセージが流されました。国内で多くの方が感染に対する警戒感、危機感が薄らぎ、感染爆発を引き起こしたとの指摘もあります。町で今後予定されている行事等は、それぞれの目的、意味するところは違うと思います。新型コロナウイルスの感染状況を的確に把握され、さらに安全が最優先されるよう十分検討され、判断の基準を明確にしておくことを求めます。

次に、医療費の問題です。本町における子育て支援事業の出産祝金制度、支援サイトによると「ピョピョこっこ」、大変可愛いネーミングで親子の絆とか親の愛情、それからたくさんの方の祝福が感じられ、何よりもその支援内容が充実しており、乳幼児期の子育て世代には大変喜ばれている制度だと思います。同時に、他の地域にお住まいの結婚や出産・育児を考えている人たちにとっても魅力ある制度の一つに数えられているのではないかと思います。子育てをするなら三川町かなと考えてもらい、子育てするならやはり三川町だなと思ってもらうには、また子どもが成長していく中で小・中学生、高校生を持っている家庭においても高校卒業まで医療費の無料化を拡大することは大きな安全材料になり得ることだと思いますが、この安心材料というこの点について見解をお願いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） 子育て支援医療給付事業につきましては、子育てされている家庭の経済的支援というようなことを目的として行っている事業でございます。県内におきまして令和3年度においては、今の高校生を対象とした医療給付を行っていない市町村は10市町村というような状況ではありますが、庄内におきましては先程の町長答弁でもありましたとおり1町が実施している、残りの4市町は今現在まだ実施していないという状況にあります。当然子育てしていく上でその経済的負担が少しでも和らぐということについては当然考えていく必要はあるとは思いますが、今現在、山形県町村会におきましても県に対してその子育て支援施策の充実という部分の要望をしていく考え方であるというように聞いております。そういったような形で各関係団体の状況も踏まえまして町としても、また近隣市町の動向を見極めながら対応を検討していきたいというようなところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 先程の答弁、それから3月議会において同じような答弁をいただいております。町で言いますと県内の山辺町、庄内町、三川町、この3町だけとなっております。

す。隣の庄内町においては来年度から予算化に向けて検討するとの動きで、令和2年度の中学生の医療費の実績と同額で試算しているとのこと。近隣市町村の動きが若干変わってきたということも視野に入れて、今後子育ての町、三川町に見合う制度の充実を図っていくべきと思います。

続きまして、学校給食費の無償化について、憲法第26条で規定している義務教育「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。」とあります。憲法に基づいての義務教育無償の観点で給食費無償化を行うべきではないのかお尋ねします。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 義務教育であるという部分につきまして、学校の授業それから学校生活全般に係る部分で教科書無償配布、それから授業料等はないわけでありませけれども、いくら義務教育であるからといってすべてが無償ということはやはりそれなりの保護者としての相応の負担をいただきながらこの公立学校などの運営をしていくべきものというように捉えております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 平成30年7月27日に文部科学省で平成26年度の学校給食費の無償化等の実施状況及び完全給食の実施状況の調査結果を出していますが、この文部科学省が行った調査の意図、狙い、そういうものは何だったのかお聞かせください。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 文部科学省のその意図するところ、私も十分把握しているわけではございませんが、現在の学校給食に係る実態を把握しながら将来的な国の政策に結びつけるために調査したものと認識しております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 今回の調査の依頼文書によると保護者負担の学校給食については一部の自治体において保護者負担を無償等とする独自の支援の取り組みが行われていることから各自治体における取り組み状況等の実態について把握するための調査を実施する、まさにそのとおりだと思います。その中で私が調査結果の注目した点を何点か挙げさせていただきたいのですが、児童生徒保護者のところでは自治体への感謝、経済的負担の軽減、教育への関心、成果が表れた。学校自治体の部分では未納滞納者への対応負担の解消、子育て支援の充実、少子化対策、定住・転入の促進とあります。これはまさに本町が取り組んでいることに合致している点があると思います。同じく文部科学省で平成30年度、少し前になりますけれども、「子供の学習費調査」を行っています。それによると保護者が1年間で子ども1人当たり負担する給食費は、小学校で4万3,728円、中学校では4万2,945円、年間にですね、こういう結果を出しています。三川町では年間の給食費、小学校、中学校いくらになりますか。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 保護者負担の金額ということによろしいでしょうか。三川町では現在小学生、1食当たり260円、中学生300円の給食費をいただいております。その年その年で違いますけれども、年間約190日の給食提供を行っているとは推定しますと、小学生で4万9,400円、中学生では5万7,000円というようになる見込みであります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 県内でも学校給食費の無償化が進んでいます。寒河江市では今年度から小・中学校の学校給食費が無償化となり、市民から喜びの声が寄せられているとのこと。県内の他の自治体の保護者負担分に対する助成状況、県内の他の実際の助成状況をどこまで捉えていますか。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 今年度の状況については十分把握しておりませんが、2年前の状況については把握しております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 子どもが1人、2人、3人と増えれば楽しいのですけれども、やはり経済的な負担も増していきます。ぜひこの辺も前向きな検討を求めまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で5番 砂田 茂議員の質問を終わります。

次に、7番 鈴木重行議員、登壇願います。7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員）

1. 人材育成、担い手確保の
取り組みについて

1. 町を支える各種団体において高齢化や社会環境の変化、価値観の多様化などにより役員の担い手が不足しており活動の縮小や地域コミュニティの低下が懸念される。地域コミュニティの重要性について町の考えを伺う。

2. 協働による活力あふれる地域社会の構築には人づくりが重要と考える。人材の育成及び人材確保の取り組みについて、町の考えを伺う。

2. 新型コロナウイルス感染
症対策について

1. 地域通貨「菜のC a」の事業効果と課題、今後の計画について伺う。

2. PCR 検査希望者へ費用助成を行い、住民の不安を解消すべきと考えるが所見を伺う。

令和3年第4回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

人材育成、担い手確保の取り組みについて。

町を支える各種団体において高齢化や社会環境の変化、価値観の多様化などにより役員の担い手が不足しており活動の縮小や地域コミュニティの低下が懸念されます。地域コミュニティの重要性について町の考えを伺います。

協働による活力あふれる地域社会の構築には人づくりが重要と考えます。人材の育成及び人材確保の取り組みについて、町の考えを伺います。

新型コロナウイルス感染症対策について。

地域通貨「菜のC a」の事業効果と課題、今後の計画について伺います。

PCR 検査希望者へ費用助成を行い、住民の不安を解消すべきと考えますが所見を伺います。

○議 長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木重行議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の人材育成、担い手確保の取り組みに関しまして、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

地域コミュニティが果たす役割は大きく、地域における福祉や防災、伝統文化の維持・継承、防犯、衛生分野など多岐にわたっております。特に、近年多発する災害や、支援が必要な高齢者世帯等の増加により、地域における人と人との助け合いや支え合いなど、地域における共助の取り組みの重要性は、ますます高まっているものと認識しているところであります。

一方、個人の価値観や地域コミュニティに対する考え方は多様化し、地縁的な繋がり希薄化するとともに、地域への帰属意識も低下している現状について懸念しているところであります。

地域コミュニティの課題の一つに、組織の担い手の高齢化や固定化があり、後継者不足や若い世代の参画が少ないことが挙げられます。このようなことから、人材の育成や確保のためには、地域活動に対する理解を深めながら、ともに活動する意識の醸成とともに、地域住民の方々とともに、参画する機会を増やしていくことが求められております。

そのためには、いま一度、様々な活動が、慣例にとらわれず、現に必要であり、かつ効率的、効果的な活動になっているか、さらに地域住民の雇用や家族形態などの生活実態を踏まえた参画できる活動になっているかについて、改めて再確認、再構築する必要があるものと捉えております。

そうした認識のもと、町といたしましては、町内会総合交付金や協働のまちづくり推進事業による財政的な支援のほか、特定の課題について話し合い、解決するコミュニティ活動支援員派遣事業などにより、引き続き、地域コミュニティの多様な活動や人材育成等を支援してまいります。

質問事項2の新型コロナウイルス感染症対策について、1点目の地域通貨「菜のC a」の効果等に関するご質問であります。地域通貨「菜のC a」につきましては、第1弾として、7月1日に内容を周知するチラシを全戸に配布し、7月10日から各実施店舗において交付を開始したところであります。

店舗の中には、当日中に配布を完了したところもあり、町民や町内で買い物をされる方々の関心の高さが伺えたところでもあります。また、その実施店舗からは、来店者数や客単価の増加があったとの報告もなされており、一定の効果があったものと考えております。

しかしながら、配布した「菜のC a」を、再度の集客に繋げることを考えていたところでありましたが、まだ、そこまでの取り組みがなされていないことから、各店舗には、それぞれの魅力と独自性を発揮した集客プランの展開をお願いしているところでもあります。

今後の計画といたしましては、第2弾として9月15日より、第3弾として11月中旬から年末商戦に向け「菜のC a」の配布を予定しているところであり、地域経済の活性化に的確に結びつくよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目のPCR検査費用の助成に関するご質問ですが、新型コロナウイルス感染症における感染拡大や重症化を防止するため、発熱などによって感染が疑われる場合は、必要に応じてPCR検査を行い、感染しているかどうかを判定しているところでもあります。その検査費用については、陽性の症状が現れている方、また、公衆衛生上の観点から必要と判断される方など、医学的に必要と判断された方については、行政検査として公費によって実施しているところでもあります。一方、本人が何らかの証明等の必要性から、自主的に検査を受ける場合は、保険適用外となり、全額自己負担となるものであります。

このような検査の費用を助成することは、症状のない方が不安を払拭したいなど、個人的な理由での検査が増加し、医療のさらなる逼迫に繋がることも懸念されることから、検査費用の助成措置については、現時点では考えていないところでもあります。

以上、答弁といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） いろいろと答弁をいただきました。初めに地域コミュニティ、また人材育成について併せて再質問させていただきます。先程の町長答弁にもありましたとおり町内会活動、いわゆる自治体活動にあたる町内会活動といったものが地域コミュニティの最たるものと思うところでもあります。町内会活動ではありますけれども自治会としまして地域住民の交流、親睦をはじめ防犯、防災、環境美化活動、青少年育成、地域の見守り、支え合いなど地域の住民が安全安心で生活できる地域づくりを担っておりまして、大変重要なものとなっております。また、町行政との地域住民を結ぶ基礎的な組織として文書の配布や簡易な調査など様々な行政サービスを協働で担うなど重要な役割を果たしています。

しかしながら社会環境の変化や価値観の多様化が進み、役員の高齢化、担い手不足、住民の地域活動への不参加・無関心など様々な課題を抱えておりまして、生活の場における地域コミュニティのこれまでのやり方では立ち行かない状況に来ているように感じます。一方で、行政では今後も支援組織として町内会に地域活動との協働支援のあり方について今後も期待するものがあるのではないかと感じるところでもあります。

提言しております地域コミュニティの活性化の仕方についてどのようにお考えかお聞きしたいわけでありまして、現在各町内会においては組織の構成が異なっておりまして、それぞれの地区によって世帯数、年齢構成、役割分担など違いがあり、また地区による慣例・

慣習も異なっております。この中で協働という形をどのように各町内会に求め、地域コミュニティの活性化を図ろうとしているのか伺いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） ただいまご質問にありましたとおり本町は協働の町を提唱しているわけでありましてけれども、一方その相手方となります特に町内会・自治会でありましてけれども、これも質問にありましたとおり大規模な世帯数の町内会から20世帯とか、またはそれを切るぐらいの世帯数まで多様であります。そうした多様な町内会が同じような活動内容で実施するという事は非常に厳しいということで町も認識しております。活動の数、それからそれに関わります役員、それもやはりこれまでと同じような形ではいかないものという現状であろうと思います。

そうした中で先程の町長答弁にありましたとおり、これからそれぞれの地域コミュニティを維持していくために、また活性化していくためには、今あるそれぞれの活動が単純に従来から行ってきた、ご自身も行ってきたのでなかなか辞めるわけにはいかないとかという心情的なものもあるかと思いますが、ただ今後を考えますとやはり自分たちの町内会がこれからどういった活動ができるのか、またいろいろな世帯の先程雇用形態という答弁にあったものからしますと、昔からそうですけれども、勤務形態が違う中で同じ日時に活動するという事も難しくなっているかと思えます。

そうした状況を踏まえながらもやはり参加する参画するということがないと、なかなか一体感なり地域としてのまとまりが出てこないのではないかと思いますので、繰り返しになりますが、現在の役員の方々だけではなくて地域でやはり必要なコミュニティとの一体感、連帯感が必要なものと、この地域に住んでいる以上何かしらやはり共助ということで取り組んでいく必要があるということを理解し、そして各活動の見直しなり、場合によっては英断を下して、例えば何年後かには縮小しよう、またはやめよう、または統合して新たな取り組みとしてやっていこうというようなことを考える検討に入っているのかとも思えます。

併せてそういった自治会・町内会の実態を踏まえて協働を掲げる町としても町と地域コミュニティがどのような関係性でその協働の町を進めていくのか、双方にいろいろな形での活性化が図れるのかというのは町としてもやはり考えていかなければならない時期に来ているものと考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 様々各組織の違いがあるということは十分お分かりのようでありまして、また自助・共助と合わせた公助という形での協働の進め方といったものに様々な課題があるということでありました。各町内会において実情と状況の把握といったものがまた必要になってくるのかなと思うところではありますが、その把握の仕方についてどのようにお考えかお聞きしたいわけでありましてけれども、やはり自治会組織と行政が連携して協働するといった関係づくりを行うことであれば、行政職員におきまして各町内会におきまして協議をしながら進めるといったような姿勢が必要なのではないかなと思うところがあります。

以前は集落担当職員制度といったものもあったようですが、特に近年、町の職員の方々も町外の出身の方が多いということで、各地域の実情の把握といったものはなかなかしづらいのではないかなと思っております。町の施策の立案や計画の実行といったものには地域の実情把握といったものは非常に重要なものになってくるかと思っておりますけれども、この把握の仕方についてどのように対応されるのかお伺いしたいと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 各町内会の実態の把握につきましては、先程私が答弁申し上げましたとおり、町としても非常に重要な課題であるという認識でおりますので、今後どのような形で各町内会にアプローチしていくのかというのは検討の段階であります。

ただ各町内会の実態等につきましては、従前の町内会長会議、現在自治振興会議等でそれぞれ町からの依頼事項なり提案等に対する話し合いを持つ場になりますけれども、その場でやはり各町内会の実情というものは聞こえてまいります。また、その会議だけではなくて、各町内会の役員等からも当課だけではなくてそれぞれ関係する部署にその町内会の実態を踏まえた形での課題解決ということでの来庁と言いますか相談もなされているかと思っております。

そういった形で、現在町内会と町の方の関係性と言いますか、ニーズに対して応える形をとっておりますが、質問にありました町内会の実態の把握につきましては、町内会から町へ要望といったものとは逆に、町が今後町内会が維持発展していくためにこういった形でその関係性を築いていけばいいのかということをやったり今後考えていかなければならないということで考えておりますので、そういった点も踏まえて町内会と向き合っていくと言いますか、把握等について検討をしてみたいということで考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） ただいま各町内会へのアプローチの仕方を今後検討していくというようなお話でありました。私も町内会の役員をしながら、またその役員会の内容を見ながら思ったわけでありましたが、行政による町内会の役員に向けたまちづくりの研修会といったものを開いてはどうかと思うわけでありまして。自治振興会議、確かに会長が出席して様々な話し合いをされているかと思われまますが、役員会に下ろすのはその中の話し合った中身が町側からの要望は下りてくるわけでありましてけれども、町内会側からの話はなかなか上には上っていかないのかなと思っております。

さらに先程も申し上げましたが、職員の方々から地域の実情を把握していただくということであれば、現在はコロナ禍で難しいことかもしれませんが、職員の方々から各町内会の役員会に来ていただきまして、町側のまちづくりの方針を説明いただくとか、その際にその地区の実情を聞いて行っていただく、そういった相互理解があった上で協働のまちづくりといったものが進みやすくなるのではないかなと思ったところでありました。その辺、相互理解といった面で何か考えがあればお伺いしたいと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 町の施策、各事業展開におきましては町の広報なり、またはホームページ等で周知を図るなりをしております。ただ、それだけではなくてご案内のと

おり現在はコロナ禍でなかなか開催はできていないのですが、公聴活動ということで、町長と語る会というのを各町内会なり団体の希望があった場合ということにはなっておりますけれども、その機会は現在も作って設定しております。今年度もまだ1件だけの開催というようになっておりますが、そうした機会をぜひ活用いただいて、町内会の現状、また町内会での希望、提案等を出していただければと思います。

なおこの町内会、担当職員制度的なお話もございましたが、なかなか行政ニーズ、膨大になっている現状の中でかつて行っていたような体制と言いますか仕組みづくりは難しいのかなということで考えております。ただ、先程来申し上げておりますとおり、町内会の実態なり要望された内容、ニーズ等については様々な形で課長等から各職員へというような形で情報共有するということが大切であろうと思います。一職員が出向いて、そこから発信して情報共有するのか、また今申し上げましたとおり様々な機会でご得られた情報について職員が共有するということであれば、その目的はある意味達せられる部分はありますので、単に制度的なものではなくて、本当に町内会が維持、活性化、発展していくために必要なものについて共に考えていこうということでもありますのでご理解をいただければと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） 先程、町内会の役員に対する研修会というようなお話をいたしました。どうしても役員には任期というものがあまして、任期を過ぎると会長はじめトップが交代するというところで、そのたびに仕切り直しが行われるわけでもありますけれども、役員の段階でそういった町の方針を理解していれば、スムーズに移行されると思いますし、会長のみならずそれを支えるスタッフが理解した上で組織づくりといったものがスムーズになると思うところでもありますし、また町との連携といったものがとりやすくなるのかなと思ったところでもあります。

町に目を向けましても様々な組織、団体におきまして同じ人の名前を見ることがあります。適任者であることは間違いないわけではありますが、一部の方が複数の団体にまたがって支えてくださっているのが現状でありまして、今の世代の方々が引退したとき、後継者がいないと言っても手遅れになってしまいます。人が町をつくり、町が人を育てる、そんな町を目指すためには地域の課題を行政が常に把握しておく必要があると考えます。総合計画におきましても協働による活力あふれる地域社会の構築のために地域の活動を促進し、連帯意識を醸成することで地域コミュニティの活性化を図るとしておりますので、実現に向けた取り組みに期待するものであります。

次に、地域通貨菜のC a の件で質問いたします。午前中の補正予算でも様々な質疑が行われておりました。私も手にされた方からは町内、町外の方合わせ大変好評な声をいただいております。が、手にされなかった、見たこともないといった方には不評の声もあったようでございます。また、町内すべての店で使えると思ったところ、使えない店があったのが残念だというような声もありまして、地域通貨としての課題はまだまだあるようでございました。先程、新しい事業なので効果はこれから出てくるのではといった答弁もあったようでありますけれども、今回地域通貨の発行につきまして、これまで昨年来、クーポン券またプレミア

ム付商品券の発行を経て、今回地域通貨とした要因について説明をいただければと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは、ただいまこれまでの商品券あるいはクーポン券に代わって地域通貨という形を導入したところについてのご質問でございました。実は一番大きな点といたしましては、クーポン券あるいは商品券につきましては事前購入あるいは配布によりまして店舗に行く回数というのが、それを使用する1回限りであるというところですので。この地域通貨につきましては配布の段階で一定以上の買い物をして入手をすると、その入手したものを再度町内の加盟店の方で使用するというところで複数回の店舗への来店が期待できるということで考えたところでございます。

さらには商品券につきましては、資金決済法等の法律の適用があつて、6ヵ月以上の期間を設定することができないということもございまして、今回地域通貨という形をとらせていただいたというところでございます。

ただ、先程ご質問がありましたが、なかなか新しい事業であるということもございますので、事業者の方には初めに参加についての意思表示をしていただいて、その後に説明会を実施したところでございますけれども、その段階で今お話あつたとおりにまだ新しい事業で内容が不明であるということで今回参加を見合わせた事業所もあつたということで今年度この実施をして、今回参加されなかった事業所につきましてもぜひ来年度以降の実施につきましては少しまた検討したいというように、今年度の状況を見て検討したいというように考えますが、新たな取り組みにつきましても今後とも事業所の方からご参加いただいて、地域経済の活性化についても推進をしてまいりたいということで考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 効果はこれから出るものということですが、また今後の発展性ということにもう1点お伺いしたいと思います。地域通貨、今回は経済対策ということで落ち込んだ経済を立て直すための中小企業の支援というために発行されたということでありました。地域通貨、全国的に先行事例があるわけでありまして、経済支援のみならず公共料金の支払い、また有効利用による集客、交流人口の拡大、中には地域コミュニティの活性化、農作物の消費活性化など様々な可能性を持った事業になるのではと思います。加盟事業者の負担軽減も課題とされるわけですが、使い方によっては町の発展の起爆剤になろうかと思えます。

令和元年度に、私たち行政視察で訪れました埼玉県吉見町では支え合いのまちづくりの推進においてボランティアの謝礼に地域通貨が使用され、まちづくりと地元商店の活性化に役立てておられました。今後様々な工夫を重ねていただきまして、地域コミュニティの活性化、また社会的交流の促進に向けて今後の発展に期待するところであります。

PCR検査、最後にお伺いいたします。症状のある方には行政検査としての検査があるということでありました。新型コロナウイルス、無症状の患者もおるわけでありまして、そういった方々が不安を感じながら例えば学校に通ったり、医療従事者また介護従事者、学校の教職員等、大人数の方々と接する仕事に就いている方はもし自分が知らぬ間に感染していたらど

うなるのだろうか、そういった思いをし休日でも人混みの中にはなるべく行かないようにと
いった生活を送り、厳重な生活をしながら仕事に従事しているということではありますが、や
はり自信を持って仕事に当たっていただきたいということで、県内の自治体におきましても
不安を感じる方、また無症状の方に対しては費用の1/2といった助成をする自治体もある
わけではありますが、本町におきましてはこういった不安を感じながら仕事や生活をし
ている方への対応としてはどのような対応をとられているかお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 新型コロナウイルスの感染症の症状がない方、自分が濃厚
接触になっていない方につきまして、そういった方々が不安であるものを解消するために地
域の医療機関の方にPCR検査をするための誘導をするという上で補助を行うという部分につ
きましては、先程の町長の答弁にもございましたとおり、地域の医療機関の方にむやみに誘
導することに繋がって医療機関が逼迫してしまう、また本来医療機関の方で検査をしなけれ
ばならない人が後回しにされてしまうというような事態が考えられなくもないという状況の
ように感じております。

庄内地域におきましては、医療機関でのPCR検査しか今のところではできないという実態が
ございます。そういった中で県内、山形県の方ではPCRの自主検査センターというものを河
北町の方に設定しておりますし、また民間のPCRの検査センターも山形県に新たに進出をし
ております。そういったところではそういった無症状の方とか、濃厚接触者に該当しない方々
も受け入れるということで、検査を実施しているというところがございますので、距離が遠
いと言えば遠いのですが、そういった施設の方でのPCR検査を実施していただく
ということをお願いしたいと思っておりますし、やはり庄内地域の中での医療機関の方での
今現在のこういった状況の中でむやみにPCR検査の誘導を煽るような補助金としての考え
方は今現在のところは持っていないところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、7番 鈴木重行議員の質問を終わります。

暫時休憩します。 (午後 7時02分)

○議長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午後 7時15分)

次に、2番 志田徳久議員、登壇願います。2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員）

- | | |
|---------------------|--|
| 1. 住民の安全・安心につい
て | 1. 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組「3つの密」
を避ける・「新しい生活様式」の実践を今一度啓発すべきだ
がその考えは。 |
| | 2. 交通安全対策で町道の舗装改良・白線引き等の事業への取
組の考えは。 |
| | 3. 社会生活の変化に伴い、民家等の施設など住民への防犯意 |

識の啓発活動の考えは。

2. 教育環境について

1. 核家族化や就労形態の多様化による保育・幼児教育の今後の考えは。

2. 子育て支援センター「テオトル」等の使用が出来なくなった時の教育への影響は。

3. 学校教育で、休校等により授業時間数の確保の方策は。

4. 学校の急な休校等による児童・生徒への対応と家庭のあり方をどのように考えているか。

令和3年第4回三川町議会定例会において、通告に従い質問します。

初めに住民の安全・安心についてであります。

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取り組み「3つの密」を避ける・「新しい生活様式」の実践をいま一度啓発すべきと考えますがどうでしょうか。

交通安全対策で町道の舗装改良・白線引き等の事業への取り組みの考えを伺います。

社会生活の変化に伴い、民家等の施錠など住民への防犯意識の啓発活動の考えは。

次に、教育環境についてであります。

核家族化や就労形態の多様化による保育・幼児教育の今後の考えは。

子育て支援センター「テオトル」等の使用ができなくなったときの教育への影響は。

学校教育で、休校等により授業時間の確保の方策は。

学校の急な休校等による児童・生徒への対応と家庭のあり方をどのように考えているか伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項2の教育環境について、3点目と4点目のご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の住民の安全・安心について、1点目の新型コロナウイルス感染拡大防止に係る啓発に関するご質問であります。本町におきましては、この感染症の拡大が国内で懸念される状況となった昨年以來、県内等の発生状況に応じて、その対応策等を随時、町民にお知らせしてきたところであります。

特に、町広報やホームページでは、新型コロナウイルス感染症に関する情報として、相談先の案内や医療、経済支援策などについて幅広くお知らせしており、さらに、状況に応じて、随時、全戸配布チラシの発行も行ってきたところであります。

ご質問にあります、新生活様式に関する啓発につきましては、現在、県が設定しております「感染拡大防止特別集中期間」に合わせて、県内の報道機関等が各種媒体を通じて、広くその要請内容をお知らせしている状況にあり、本町におきましても、町広報やホームページなどにおいて、その周知を図っているところでありますが、今後も、感染拡大防止に向け、状況に応じた的確な情報の提供に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の町道の整備に関するご質問であります。本町では、安全な交通の確保を図るため、年間を通じて道路パトロールを行うとともに、町内会等からの情報提供により道路損傷箇所の早期把握と迅速な対応に努めているところであります。特に、冬期間の除雪作業や路面凍結により傷んだ舗装路面、区画線・外側線等については、除雪作業終了後、優先的に補修を行っており、段差などの危険箇所についても、速やかな対応に努めているところであります。

また、交通量の多い路線については、道路損傷の進行が早いことから、道路長寿命化修繕計画に基づき計画的な整備を進めているところであり、今後も補助金等有利な財源を活用しながら、道路施設の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の防犯意識の啓発活動に関するご質問であります。県が公表している犯罪統計資料によると、刑法犯等の発生状況のうち、本町内における住宅侵入による窃盗の発生件数は、近年減少傾向で推移しているところであります。

これは、毎月、全戸配布しております、鶴岡警察署三川駐在所が発行する「駐在所だより」での防犯意識高揚に関する啓発に加え、駐在所員による地域巡回や戸別訪問による効果が大きいものと認識いたしているところであります。

また、本町では、毎月1日を「安全・安心みかわの日」と定め、定期的に、小・中学校の下校時等において、防災行政無線による啓発や青色回転灯付き防犯パトロール車による防犯パトロールを実施しており、少なからず、犯罪の抑止効果に繋がっているものと考えております。

今後とも、このような取り組みを継続しながら、関係機関等と連携し、住民の防犯意識の高揚に繋げてまいりたいと考えているところであります。

質問事項2の教育環境について、1点目の保育・幼児教育に関するご質問であります。核家族化や就労形態の多様化により、未満児保育の需要が高まり、さらに、早朝・延長保育、土曜日保育の利用者も増加している状況にあります。このような中、今年4月に認定こども園1カ所が開所したことにより、保育園2カ所、認定こども園1カ所、幼稚園1カ所において、それぞれの保育方針や教育課程に基づく保育・幼児教育が実践されており、多様な保育需要へも対応しているところであります。今後も、それぞれの園の特色を生かした保育などを通して、多様化する保育需要に対応してまいりたいと考えております。

2点目の子育て支援センターが使用できなくなったときの教育への影響に関するご質問であります。子育て支援センターは、主に、未就園児の利用する施設であり、子育て親子の交流、遊び場の提供、子育て相談や絵本の読み聞かせ等を行っているところであります。このようなことから、使用できなくなった場合は、家庭で家族等と過ごす時間が増加するこ

とになりますが、直接的な教育への影響は少ないものと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 志田徳久議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項2の教育環境について、3点目の休校等に伴う授業時間数の確保に関するご質問ですが、各学校における年間の授業時数につきましては、文部科学省で定める標準授業時数以上に設定している状況であります。昨年度に実施されました長期間の休校のような場合は別といたしまして、一時的な臨時休校を行った場合につきましては、年間計画の授業日数の中で調整が可能となっております。

4点目の休校の際の児童・生徒への対応と家庭のあり方に関するご質問ですが、各学校におきまして保護者との緊急連絡メールシステムを構築しておりますので、急な臨時休校を行う際にはメールを活用して通知し、家庭学習を指示している状況であります。休校となった場合、児童・生徒は自宅で過ごすことになるわけですが、今回のような感染症による場合には、感染拡大を防止する観点から学童保育所も閉所することになるため、普段、共働き等により家庭で見られない世帯におきましても、保護者等の協力をいただきながら各家庭で対応していただいている現状であります。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 初めに新型コロナウイルス感染予防対策でありますけれども、最初の長期休校となったときの状況では、本当に皆、密を避ける新しい生活様式という意識が強く、まめに家庭に帰っても手洗いうがい、あるいは危険だったかなという場に行った場合には帰ったらシャワーを浴びるといったようなことも行っておりました。その効果として、今冬、毎年冬の時期流行するインフルエンザが少なかった。やはりこれは基本的なうがい手洗いを行ったおかげで、普段のインフルエンザが少なかったということでもありますので、これを今もう一度、国でマスク2枚を配布した時期のような危機感の啓発、浸透が必要ではないかと思えます。

行政もマスコミもそうでしたけれども、当時は手洗いのコマーシャルを多く流していましたが、最近は少なくなって、よく言う緩くなったのではないかと思う方が多くいて、第何波という感染拡大の要因になっているのではないかと考えられますが、その辺の意識等、いま一度啓発の考えを伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 啓発への取り組みに関しましては特に現在県が感染拡大防止特別集中期間ということで、各報道機関等にて広くお知らせしている状況というように認識しております。本町におきましてもホームページ等に限らず、広報においても一昨日、9月1日発行のお知らせ版においてもこの期間について改めて全戸配布の広報においてもお知らせしたところでございます。

こういったことで十分町民、広く県民にもこういった期間であるといったことは伝わって

いるのではないかと推察されますけれども、一昨年と言いますか、当初の段階と比べて、この新型コロナウイルスに関する知見と申しますか、マスクについても不織布マスクが有効であるといったような部分も強調されておりますので、こういった部分、対応がまた変化してきた部分についても今回の県の集中期間で十分そういった報道がなされているといったことで認識しているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今、総務課長の答弁にあつたとおり、学校でも不織布マスクを使用するようにと指導しているようであります。やはり見た目より予防の方が優先すべきという意識がだんだん学校でも出てきているのではないかと申しますので、一般の人たちもいろいろなマークの入った見栄えの良いマスクもありますけれども、マスコミ報道によれば不織布の方が飛沫が少ないという結果が報道されておりますので、やはりその辺を勧めていくような、啓発も必要ではないかと思われます。

続きまして、交通安全対策で毎年の町の施政方針でもありますとおり、歩道の方、劣化が著しい町道の舗装改良を引き続き行いますというようになっております。やはりパトロールはしている、地元からの情報も入れているということですが、なかなかその辺が改良されていないと、徹底しているのかなと思うときもあります。そして白線等も、夏休み前の育成会、保護者等との意見からやはり新興住宅等ではやはり白線がないと危険だという意見が出されました。やはり住民もそのように認識しておりますけれどもまだ行われていないということで先の答弁にもあつたとおり、この地域によっては冬による対応がなされるため、せつかく線を引いたのが、除雪車等で消えてしまうということで、今うっすらとは残っております。

もし財政的面があるならば主要道路、あるいは地元住民が認識しているところでうっすらと線が引いてあれば、そういう面は主要道路で交通量も少ないところであれば、2年に1度線引きをするというような認識を住民が持つような方法もあろうかと思われます。やはり先程言った主要道路、交通量の多いところは消えかかっているのはやはり危険もありますので、当然行いますけれども、財政的な面がもしあるならば優先順位を決めて行って費用対効果も考えていくものをも一つの手ではないかと思われますがどうでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 道路におきます区画線、それから外側線、こちらの方につきましては町の方で道路パトロール、それから町内会の方から状況等連絡をいただきまして、現地を確認して、その劣化度合いを見て必要に応じて工事を進めているところでございます。一概に路線ごとに順番を決めてというよりも、その劣化度合い、必要性、有効性、こちらの方を考慮しながら皆さまの交通の安全、これを確保するという目的で順次進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） やはり交通安全上考えるならば今の答弁のとおりと思われますけれども、どうしても住民は新しく線引きされたのを見れば「うちの方も町道なのでしっかり

と線引きするのが当然だろう」と、そういう意識があるのではないかと。やはりパトロールをして、これはまだ必要ないという判断をしたということが住民に分かるような方法、情報伝達も必要ではないかなど。すべてが真っ白に染められることには越したことはないのですけれども、前に私がこの一般質問で言いましたけれども、件名は挙げませんでしたけれども、そこは3年に1度しか線引きはされない、それは財政的状況でできていないというところもありました。やはりできなければできないなり交通安全対策、啓発が必要ではないかと思われま。やはり住民の意識の理解も必要ではないかと思われま。

続きまして、防犯対策であります。よくマスコミでは今まで犯罪の少ないのが山形県が一番で、施錠率が一番低いのも山形県というような宣伝もありました。やはり今まで農村社会の時代では住民の見る目がありましたけれども、社会生活の変化によりまして日中の住民、あるいは人口減少によってそれが少なくなって、それに加え車社会ですので、やはり犯罪が起こる可能性もあります。やはりその辺の防犯意識を啓発すべきで、先程三川町は少ないようなことがありましたけれども、ある集落の箇所によっては同じ家が2回被害にあったという事実もありますので、同じ三川町でも町内会によってはありますので、個人的情報もあり、なかなか言い辛いところもあると思いますので、全体的な面で社会状況の変化も踏まえた啓発が必要と思われまますがその考えを伺いま。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 住宅等の施錠につきましては三川駐在所が発行しております駐在所だよりにおいても注意喚起を行っているところでございま。そういった事案が発生した場合について、詳しい状況と場所等についてはなかなか開示されていない状況でありますので、こういった事案が発生したことを踏まえて駐在所だよりを毎月発行しておりますけれども、そういった駐在所だよりのさらなる活用、あるいは町の広報等においても啓発について再度促してまいりたいと考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） テオトルの関係でありますけれども、使えなくなった場合、今テオトルでは児童館としての活用も行っていると思われま。そうなった場合、家に家族がいなくても帰らなければならないという状況が出ると思われまますが、実際この間閉鎖になったわけですので、そのようなときどのような対応を行ったのか伺いま。

○議長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） 今、児童館的ということでしたけれども、学童保育の休館と言いまるか、休所のことだと思われまけれども、感染症対策に伴いまして、学校が休校したことに伴う閉所であります。感染拡大を防止するためには学童保育所も一緒に今回は閉じざるを得なかった現状でありますし、家庭の方で保護者が休むなり祖父母に預けるなりして家庭での保育をお願いしたところでございま。学校が開きますと、また同じように学童保育所も今回につきましては開所したところでございま。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） そこで、同僚議員の質問にもありましたけれども、どうしても保護

者が会社を休めないという状況になると、子どもだけが家にいて、どうしてもゲームだけをやってしまったというような調査結果の報道もありました。親の意見で。やはりそこで家族がいるという状況ができる家庭と、やはり子どもだけになる家庭ですと、新型コロナウイルスが終わったあと、休校が終わったあとの児童生徒への対応が変わってくるのではないかと。例えば、学校が再開した場合、先程教育長は年間計画で行っているもので、それはカバーできるということでしたけれども、再開後、急なレベルアップの授業を行った場合、家庭環境の違う児童生徒でそれについていけるのかという課題があるのではないかと思います、その辺はどう対応しているのか、考え方を伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 今回新型コロナウイルスの感染に伴って休校措置を取ったわけですが、今回は一応2日間の休校措置で終わったところであります。この間各学校ではそれぞれ子どもたちに課題を与えていたところでありまして、また普段から家庭での生活の仕方については保護者を通じるなり、自宅学習なり、そういった部分を指導しているところでもあります。今質問があったような、2日間程度の休校では即学校での学習に大きな影響があるかと言われればそれほど影響はないというようには考えておりますが、昨年度実施されたような1ヵ月間というような休校措置が今後取られるとすればそういった学習面への不安なり、差も出てくる可能性があると思います。そういった部分につきましては現在タブレット端末を各学校に配置しておりますので、タブレットを自宅に持ち帰ってのリモート学習なりリモート授業ということも今後は十分考えられるわけであり、そういった対応が町としては検討せざるをえないというように思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今出たとおり、長期休暇があつての間小学校中学校の全国共通テストの影響がマスコミによればあつた、あるいは影響はなかったというような、いろいろな報道がされております。あるいは教科ごとの評価もあります。それでこの町としてはその影響、どのように捉えているか、本町としての評価はどうでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 全国学力テスト、マスコミでもやはり長期休校におけるところの影響はというような形で、そういう記事がいろいろ見られましたけれども、結果的にはほとんど影響がなかったということで、三川町の各小学校、中学校においてもかなり全国よりは上に位置していると、県よりも上だしということで影響はない。あとはその結果については近々個票を用いて講評を添えながら各学校で配布する予定でございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、2番 志田徳久議員の質問を終わります。

次に、9番 町野昌弘議員、登壇願います。9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員）

1. 通学バス運行と安全対策 について	1. 本町の児童通学の基本的考えは、たくましい心身を養う観点から徒歩通学を基本にしているが、最近の交通事情や社会
------------------------	--

情勢の変化に伴い、子供の安全通学に不安を覚える町民が増えてきていると感じるが、町の考えを伺う。

2. 本町でも少子化が進み単独登下校をする児童が増える傾向にあり、安全面の観点からバス通学を希望する町民がいる。町としてそのような町民の声をどのように考えているか伺う。

3. 学童に通う際、一部の小学生はバスを利用できないとの不公平感が出ている。また、その通路は滑りやすく、これまで何人かの児童生徒が怪我をしている状況であり、バス利用を含めた安全対策が必要と思われるが、町の考えを伺う。

2. ごみ減量化について

1. 町の一般廃棄物の量は若干増えつつも概ね一定で推移している状況にあるが、今後委託料の変更に伴い、このままでは町の財政への負担が大きくなると考えられる。厳しい町の財政の負担を軽くするためには、ごみの減量化を強く進めていかなければならない。現在の「ごみ減量化対策」の成果と今後の進め方についてどう考えているか伺う。

3. 新型コロナ終息後の商工業支援について

1. コロナワクチン接種も順調に進み、経済活動もコロナ前までは行かなくとも、今まで我慢していた経済需要が一気に訪れるとの予測をする方もいる。実際、日銀の資金循環統計では今年1月から3月の家計が保有する金融資産は前年比7.1%増で、そのうち現金預金の残高は5.5%増の1,056兆円との発表が有る。このことから町でも、その需要を見越した町内の商工業の支援を考えていくべきと考えるが、町の対応を伺う。

令和3年第4回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

初めに、通学バス運行と安全対策について伺います。

本町の児童通学の基本的考えは、たくましい心身を養う観点から徒歩通学を基本にしているが、最近の交通事情や社会情勢の変化に伴い、子どもの安全通学に不安を覚える町民が増えてきていると感じますが、町の考えを伺います。

本町でも少子化が進み単独登下校をする児童が増える傾向にあり、安全面の観点からバス通学を希望する町民がいます。町としてそのような町民の声をどのように考えているか伺い

ます。

学童に通う際、一部の小学生はバスを利用できないとの不公平感が出ています。また、その通路は滑りやすく、これまで何人かの児童生徒が怪我をしている状況であり、バス利用を含めた安全対策が必要と思われませんが、町の考えを伺います。

二つ目、ごみの減量化について伺います。

町の一般廃棄物の量は若干増えつつも概ね一定で推移している状況にあるが、今後委託料の変更に伴い、このままでは町の財政への負担が大きくなると考えられる。厳しい町の財政の負担を軽くするためには、ごみの減量化を強く進めていかなければならない。現在の「ごみ減量化対策」の成果と今後の進め方についてどう考えているか伺います。

最後に、新型コロナ終息後の商工業支援について伺います。

新型コロナウイルスワクチン接種も順調に進み、経済活動も新型コロナウイルス前まではいなくとも、今まで我慢していた経済需要が一気に訪れるとの予測をする方もいます。実際、日銀の資金循環統計では今年1月から3月の家計が保有する金融資産は前年比7.1%増で、そのうち現金預金の残高は5.5%増の1,056兆円との発表があります。このことから町でも、その需要を見越した町内の商工業の支援を考えていくべきと考えますが、町の対応を伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野昌弘議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の通学バス運行と安全対策に関するご質問につきましては、教育委員会からご答弁申し上げます。

質問事項2のごみ減量化について、その対策の成果等に関するご質問であります。本町においては、三川町一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの減量化対策に取り組んでいるところでありますが、令和2年度の家庭系ごみの排出量においては、一般廃棄物処理実施計画における年間排出量の計画に対し、びん・缶は2.4%減と目標を達成しているものの、もやすごみにおいては、2.2%増となっており、全体としては微増となっているところであります。

この結果につきまして、もやすごみにおいては、新型コロナウイルス感染症対策のため家庭内で過ごす時間が増えたことによる生ごみの増加の影響が大きいものと考えているところであります。また、びん・缶においては、町内会等における集団資源回収、資源リサイクルステーション、住民参加型空き缶回収など、町民の皆さまのご協力により、減量化に繋がっているものと考えているところであります。

今後の取り組みといたしましては、引き続き、びん・缶、紙類などの資源回収を推進するとともに、家庭から排出される生ごみについては、買い過ぎない、作り過ぎないなどの発生抑制と、水切りにより重量を減らす取り組みを一層推進し、ごみの減量化を図ってまいる考えであります。

質問事項3の新型コロナウイルス終息後の商工業支援に関するご質問であります。現在、本町においても、国や県の要請等に応じて、不要不急の県外との往来を自粛しているところ

であります。新型コロナウイルス終息後においては、まずは、外出や移動制限による閉塞感を打ち払うことが重要なことと考えております。そのようなことから国や県における観光・旅行業、また、外食産業等へのより充実した支援が考えられるところであり、本町といったしましても、季節ごとに開催する集客イベントや広域観光事業等により、交流人口の拡大による賑わいの創出を目指し、三川町観光協会やみかわ振興公社等と連携し、各種事業に取り組むとともに、出羽商工会との連携により、事業者の要望の把握に努め、町内商工業者への的確な支援に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 町野昌弘議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の通学バス運行と安全対策について、1点目から3点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

町の通学バス運行につきましては、児童のたくましい心身を養う観点から徒歩通学を基本としながら、バス運行方針を定めて運用しているところであります。これまでも児童を取り巻く環境の変化に合わせて運行方針を改定し、対象児童の範囲を広げながら、現在に至っているところであります。また、単独で登下校せざるを得ない児童につきましては、すでにバス乗車の対象になっている状況であります。

学童保育所に通う児童につきましては、横山地区と東郷地区の児童は学童保育所まで3.5km以上の距離があることからバス乗車の対象としておりますが、押切地区の児童は、学校から学童保育所までの距離が2km未満であり、かつ、三本木町内会、袖東町内会の児童が徒歩通学を行っていることから、バス乗車の対象になっていないところでありますので、現時点において、バス乗車範囲を拡大するような運行方針の見直しは考えていないところであります。

なお、通学路の安全対策につきましては、これまでも随時対応してきたところでありますが、引き続き、道路管理者と協議しながら対応に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） それではバス通学の方から再質問していきたいと思っております。ただいま教育長が答弁されたように、三川町通学バス運行の基本方針というものを使いながらだんだんバス通学を広げてきたというような説明でありましたけれども、まず初めに自分が持っているのは第5次運行方針ということで、令和3年の3月25日に改正になったものをいただいております。その前の第4次が令和2年4月29日かなというように思われます。

この辺、まず初めにお聞きしたいのは今年の3月25日ですけれども、教育委員会で行ったとき、どういうメンバーがこの基本方針を改定したのか、またそのときたぶん自分が持っているこの資料だと、第4次というところに棒が引いてあって第5次となっているので、第4次と第5次は変更がないのではないかなというように思われますけれども、第4次と第5次でどこを見直されたのか、その間どんな意見が出て今の第5次の基本方針が出たか、まず初めにお聞きいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 通学バス運行の基本方針についてのご質問でありました。第4次と第5次の変更点でありますけれども、それまでは第4次において単独、一人下校対策というようなことで、下校時、一人で帰る児童に対してバス乗車をさせるというような内容でありました。昨年度から、登校時も一人で来ざるを得ない児童が出てきたことから、登校時もバスに乗れるように第5次で変更したものであります。

なお、この方針につきましては教育委員会事務局で案を作りまして、教育委員会議に議案としてかけ、可決したものであります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 教育委員会の中で決めたということでありましたけれども、まずその場合、住民の意見、親御さんの意見とか、そういうものはその会議で集めて議論に上って決めたのでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 第5次の策定にあたりましては学校からの情報提供によりそういった児童が発生するというので改定した内容ですので、特に保護者等からの意見聴取まではしておりませんが、それ以前、第1次から第4次までの運行方針等については保護者PTAからの意見要望を聞き入れながら改定をしてきたところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 基本方針の考え方としてたくましい心身を養う観点からの徒歩通学というのは分からないではないのですけれども、片道通学距離4 kmというところで、これはだいぶ前から変わっていないというように受けとめております。

先程来いろいろありましたけれども、やはり時代というのは変わってきております。また周辺市町村の通学状況もいろいろ見聞きしております。町内に住まわれている親御さんは三川町だけで完結しているわけではなく、周辺市町村の方と一緒に職場でいろいろ働く場合そっちの町はどうなっている、うちのはこうだとか、そういう格好でやはり近隣市町村の状況もやはり親御さんとしては気になって話題に上るというように思われます。この辺隣の市町村、庄内町でありますと、2.5kmとか、遊佐町は3 km、そこそこでいろいろな考え方でやっておるようでありますけれども、この辺も加味して親御さんたちのいろいろ安心を図っていくべきかなというように思います。

やはりこの基本的考えも何十年も4 kmということによって変わっておりません。時代でころころ変えるのがいいとは言いませんけれども、やはり時代というのは昨今千葉県的事件もありましたし、福井県でしたかの通学の事故もあります。そういうものを見聞きするとやはり親御さんとしては安全に学校に通わせたいという気持ちからバス通学を希望される方が多くなっているように感じますけれども、この辺そろそろ基本的な考え方もだんだん見直していくべきかなというように思いますけれども、所見を伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） まず現在の運行方針において、片道が3.5km以上の児童生徒を

バス通学の対象としているところでもありますので、ご理解をお願いしたいと思います。確かに全国的に交通事情、車の交通量が増え、通学時の児童に車が突っ込むというような痛ましい事故の報道がされることがあります。そういった部分につきましては、児童生徒が交通安全に注意していても防ぎきれないという部分が確かにあろうかと思われまます。ただ、こちらにつきましては学校、教育サイドの問題のみならずやはり全体的な交通安全という対策、そちらの方が第一義的に発生してくるものと感じております。

また現在、冬季間のバス乗車も含めると相当数の町内会が該当しております。これを通年バス運行、乗車させるというようになりますと、町が所有している町有バスの台数では到底足りることではなく、そういった町の財政事情等も鑑みて対応を考えていかなければならないという認識をしているところでもあります。保護者要望等が多く寄せられれば、今後の検討材料というようになるものと考えております。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） 今の4 kmの件ですけれども、基本は4 kmで平成27年の11月19日から当分の間次に掲げる何とかで片道3.5kmと、当面の間というのが来年終わるかも分からないというか、当面の間ということであったので基本は4 kmかなというように自分は思っております。それで確かに財政的な面を言われれば仕方のない話ですけれども、そこを乗り越えてやはり町民の安全安心は確保していかなければいけないというように思っております。

また、単独登下校でありますけれども、この中では単独登下校の児童は安全を確保するために0.5km以上ということ載っておりますが、0.5kmというようにこだわらなくて、やはり子どもは単独はとても危険であります。子どもに限らず大人でもやはり単独は危険だと。私は建設業も行ってありますが、そういう場合でもいざ何かあったとき一人では助けを呼ぶにも、携帯を持っているので、届けば携帯で呼べますけれども、やはり何かあったとき誰かを呼ぶというような格好で、単独作業はしないようにというような心がけで安全を確保してまいりました。

子どもも、通学も一緒です。0.5km、500 m以内民家がないところを通るということでありますけれども、昨今の場合、民家のあるところを通ってもなかなか日中家に人がいなくて、いざ危険があったとき逃げたり隠れたりするといったときに大変困難かなと思います。やはりそのとき単独でなく二人であればどちらかが呼びに行ったり危険だということどこかに駆け込んだりいろいろできると思いますが、一人ではベルを鳴らしたぐらいでは誰も来てくれないというので、親御さんは大変心配かというように思われます。そこでそういう距離に関係なく、単独登校するような場合はバス通学を検討していくべきかなというように思いますがその見解をお願いします。

○議 長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 0.5km以上、500 m以上人家のない地域を通行する場合はバス乗車の対象としているところでもあります。この500 mが適切なのかと言われれば検討の余地があるかもしれませんが、現在この対応によって相当数の児童がこの規定に該当する町内会

として東沼すみよし地区ですとか、加沼町内会ですとか、尾花、落合ですとか、こういった町内会の児童が対象となっているところであり、現時点ではこの単独登下校の対策がとれているものというように認識しておるところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 現時点でとれていると。では来年以降はどうなるのか、把握しているかとは思いますが、来年以降も単独通学があるかと思われま。予算のことを言えば何でも終わるのかなではなく、やはり安全というのは何にも優先して確保していかなければならない町の行政の仕事だというように思いますので、検討をお願いします。

次に、ごみ減量化であります。先日も委員会でいろいろ検討してまいりましたけれども、この中で令和元年度市町村別ごみの排出量ということで、1人1日当たりのごみの排出量が35市町村の中でワーストワン、1日1,295gということで、良い結果ではありません。この結果をどのように捉えているのか伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 山形県内におきますごみの排出量の1人1日当たりのごみの排出量、こちらの方、確かに令和元年度は三川町が35番ということで表れているようでございます。この数字の求め方としまして、一般家庭から出るごみ、それに加えて事業系の廃棄物、こちらの方で加えたもので割り戻したものであるということです。三川町の場合、町の規模に対しまして事業所、大きな事業所が多数ございまして、こちらの方で排出されるものが加算されるためにこの数字となっているところかなということで考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 確かに三川町は人口の割に経済活動が盛んなので、そういう数字が上がってくると思いますけれども、それでは事業系のごみはどのぐらいあるのか、例えば地元で大きな市場がありますけれども、その辺のごみの量とか商業施設のごみの量、事業系ですけれども、その量は把握しているのでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） それではお答えいたします。手元にある数字が少し古いものになってございまして、令和元年度の実績ということでございます。こちらの方におきまして、三川町のごみの排出量の合計といたしまして、3,210tございました。このうち、家庭系と言われるもの、こちらの方といたしましては1,631tということでございます。それに加えて事業系ごみ、これが1,579tあったということでかなりの数量が発生しているということでございました。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） それは決算の説明書の方にも載っているのでも分かりますけれども、結局家庭系の同程度の量が事業系のごみということです。先程の答弁にもあった処理実施計画に則って基づいてごみを減量化していくというような答弁がありましたけれども、この実施計画を見ますと、生ごみの減量化は町民への理解と協力を求めていく、事業所に向けては

可能な限り再資源化に努めるという、こういう精神的な、お願いベースでのごみの減量化であります。実際にどこのごみがどのぐらい出ているのか、青果市場などは実際どのぐらいあるか把握されていますでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 各事業所におきます排出量につきましてですけれども、各事業所ごとに廃棄物について運搬をお願いしているところ、それから直接持ち込んでいるところ、いろいろな形のところがございます。そのようなことから個別の事業所、この事業所がいくらという数字のところは現在把握していないところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） そういふのであればやはり具体的に成果の上がる減量政策というのはこういう精神的なお願いベースだけではなかなか減っていかないのではないかと、自分では実際調べて数字を持っていますけれども、ここでは言いませんけれども、調べようと思えば調べられる。どこかの事業所がどれだけ出しているか、その事業所が減らすためにはどういふ政策があるのか。例えば青果市場の生ごみ、生ごみというかそういう残渣であれば可能かどうか分かりませんが、近くの養豚場とかそういう飼料で餌として減らしてもらえないとか、脱水装置を町が補助するので水分をとれば、重さの70%は水分と言われておりますので、その辺脱水装置を使って減量するとか、具体的に成果の上がる対策をしていかないと、皆さんのお願いベースだけで精神面だけでごみの減量化はならないのではないかとこのように思いますけれども、その辺の見解をお願いします。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 一般家庭に対しましてはやはり生ごみ等の取り扱い、その手法等周知は図って、少しでも減量化を図るようにお願いしていくという、これは欠かせないものと考えてございます。事業所等につきましてはやはり事業所の経済活動の兼ね合いもありますのでどのような形ができるのか、今後内部の方でどのようなことができるのか検討したいと思っております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 時間がなくて取り急ぎしましたけれども、ごみの減量化は資源というか町の財政に大きく関わります。先程の一番最初に言った安全にもバス通学もやはり財政が関わってまいりますので、今後財政を見ながらごみの減量化も実のある政策をしていくべきかなというように申し添えまして私の質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、9番 町野昌弘議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

（午後 8時16分）

○議長（佐藤栄市議員） 再開します。

（午後 8時30分）

次に、6番 鈴木淳士議員、登壇願います。6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員）

- | | |
|--------------------------|---|
| 1. コロナ禍における町当局としての対応について | <p>1. 8月6日に県知事との連名による「共同メッセージ」を發出しながらも「成人式」を挙行した所見を伺う。併せて、その後の町当局の対応状況と対策内容についても伺う。</p> <p>2. いろり火の里は「町民の文化向上と健康増進」のための施設であることから、感染予防策として県外宿泊客と一般入浴客との分離方策をメールで提案していますが、町としての対応策と所見を伺う。</p> |
| 2. 寄附受入を決定した空き家の今後について | <p>1. 今年5月開催の三川町空家等対策協議会にて、三本木地内の空き家を「特定空家」に認定し「寄附」を承認する決議が成立しているため、提案者であり、かつ協議会委員である立場を踏まえて、この問題の協議経過や認定及び承認根拠等に関する所見を伺う。</p> <p>2. 当該物件は桜木地区住環境整備事業と一緒に整備する方策も考えられるが、今後の対応策に関する所見を伺う。</p> |

令和3年第4回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問を行います。

初めにコロナ禍における町当局としての対応についてであります。8月6日に県知事との連名による「共同メッセージ」を發出しながらも「成人式」を挙行なされた所見を伺います。併せて、その後の町当局の対応状況と対策内容についても伺います。

また、いろり火の里は「町民の文化向上と健康増進」のための施設であることから、感染予防策として県外宿泊客と一般入浴客との分離方策をメールで提案しておりますが、管理責任者である町としての対応策と所見を伺います。

次に、寄附受入を決定した空き家の今後についてであります。

今年5月開催の三川町空家等対策協議会にて、三本木地内の空き家を「特定空家」に認定し「寄附」を承認する決議が成立していますので、提案者であり、かつ協議会委員である立場を踏まえて、この問題の協議経過や認定及び承認根拠等に関する所見を伺います。

当該物件は桜木地区住環境整備事業と一緒に整備する方策も考えられますが、今後の対応策に関する所見を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木淳士議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の成人式の実施を判断した経緯についてのご質問であります。まずは、成人式関連で集団感染が発生したことにより町民の皆さまに多大なるご心配をおかけしたことに

対し心よりお詫び申し上げますとともに、感染された方々の一日も早い快復をお祈り申し上げます。

初めに、「共同メッセージ」につきましては、山形県内において7月から内陸地域を中心に感染者が広がりつつある状況にあったことから、さらなる感染拡大を防止するため県境をまたぐ不要不急の移動を控えるよう、県からの要請を受け、8月6日付けで県知事との連名による町民向けのメッセージを発出したところであります。成人式の開催前の庄内地域の状況は、鶴岡市、酒田市において感染者が出始めていたものの、1桁台の人数で推移しており切迫した状況とは認められなかったことと、成人式は不要不急の事業には当たらないものと判断し、感染症予防対策を行いながらの実施に至ったところであります。

次に、感染者が判明してからの町の対応といたしましては、8月19日と20日、22日に三川町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、感染者及び成人式参加者に関する情報収集と情報共有を図りながら、町の対応方針と町長メッセージを発出し、町民の皆さんに緊急に周知を図ったところであります。また、さらなる感染拡大を防ぐため、みかわ保育園・幼稚園、小・中学校において臨時休園・臨時休校の措置を行うとともに、町公共施設の9月12日までの一般利用制限を決定したところであります。

さらに、関係課におきましては、庄内保健所と連携しながら感染者等に関する情報収集と参加者への連絡等を行いながら、家庭内感染が起こらないよう対応したところであります。

町といたしましては、県が発出している感染拡大防止特別集中期間の協力要請項目に従い、引き続き感染予防に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、成人式の開催にあたる経緯等につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

次に、2点目のコロナ禍におけるいろり火の里施設の利用に関するご質問ですが、当施設は、「株式会社みかわ振興公社」を指定管理者として選定し、現在、施設の管理・運営にあたっていただいております。

「みかわ振興公社」におきましては、これまでも、施設全般にわたり感染予防対策として、新しい生活様式のほか、日本温泉協会や公衆浴場の全国組織で監修した「新型コロナウイルス対応ガイドライン」等に沿って、利用客、及び社員の検温や手指消毒、マスク着用を徹底するとともに、施設内のアルコール消毒も適時行いながら、感染予防に取り組まれております。

また、利用客の温泉施設内での滞在時間短縮や、施設内での大声での会話の制限の他、利用客と社員、利用客同士、社員同士のソーシャルディスタンスの確保などの対策も講じられております。

ご質問にありました宿泊客と日帰り入浴客の入浴施設の分離利用につきましては、指定管理者である「みかわ振興公社」の判断によるところでありますが、なの花温泉「田田」は、田田の宿をご利用いただくにあたっての魅力の一つであり、また、日帰り入浴においても、県外からの利用客は一定程度いる現状から、感染予防対策を徹底した上で、入浴施設の分離利用をしないという判断について、町としては、妥当であると認識しているところであります。

質問事項2の空き家に関するご質問について、1点目の三本木地内の空き家に係る協議経過等に関するご質問であります。当該物件におきましては、令和元年12月に所有者からの寄附の申し出を受け、三川町空き家等の適正管理に関する条例、及び三川町空き家等対策計画に基づき、当該物件に関する調査により空き家カルテを作成し、令和3年5月11日開催の空き家等対策検討委員会において、寄附受け入れ後の利活用、及び国の補助等の活用について協議したところであります。

その結果、当該物件は国土交通省が策定した「特定空家等に対する措置に関する指針」に示されている特定空家等の要件を満たしていること、さらに、国の空き家対策総合支援事業と山形県住宅供給公社のまちなか空き家再生事業を活用した、空き家の除却、整備及び宅地分譲により、当該物件の早期、かつ財政的に有利な解決が見込めるという結論を得たことから、5月19日の空家等対策協議会において、特定空家の認定と寄附受け入れについて提案し、認定と承認をいただいたところであります。

その後、6月議会定例会において当該事業に必要な費用について補正予算として提案いたしました。承認いただけなかったことから、町では当該物件に関しては事業を遂行できないと判断し、寄附の受け入れは行わないことといたしましたところであります。

2点目の当該物件を桜木地区住環境整備事業と一緒に整備することについては、当該事業の整備区域外であることから考えていないところであります。

以上答弁といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 鈴木淳士議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の成人式の実施に係る経緯等についてのご質問であります。成人式の開催にあたりましては、案内を7月1日付けで該当者に送付しており、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言地域の方につきましては、リモート出席を依頼しながら参加者を取りまとめたところ、令和2年度分につきましては該当者80人中24人、令和3年度分は72人中34人の参加であり、例年より参加者数が少なく、その多くは町内または県内在住者でありました。

実施にあたっての感染予防対策といたしましては、密を避けるために、式典において最小限の人数となるよう来賓、及び主催側の出席者を制限しながら、マスク着用の上、短時間での開催としたところであり、当日の会場入り口においても検温、手指消毒、体調不良者の確認を行うとともに、2週間以内の健康チェックシートを提出してもらったところであります。

また、実行委員が主催した成人のつどいに関しましても、例年行っているような飲酒を伴う会食は取りやめ、お茶と茶菓子のみを提供し、原則マスクを着用しながら1時間程度の懇談にとどめて実施したところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） それでは2回目の質問をさせていただく前に、先程町長の答弁にもありましたけれども、この度新型コロナウイルスに感染された方々の早期の快復を私からも

ご祈念申し上げたいと思います。併せて、今回のクラスター発生の前後の報道状況等を見ますと、新型コロナウイルス感染予防を徹底されている町民各位のご尽力に対してもこの場をお借りして敬意を表するところであり、先程の補正予算の審議の中でもワクチン接種の業務を遂行しております町の職員はもとよりですが、無報酬でボランティア活動として保健委員の皆さま方がご協力いただいているということをお聞きしまして、改めて深い敬意と感謝の意を表するところでもあります。

このように町民を挙げて新型コロナウイルス対策に取り組んでいる中、先程来話をしておりますとおりの吉村知事からの要請による8月6日のメッセージには本県でも急速に拡大し第5波に入っている、変異株も多数確認され爆発的な感染拡大が懸念されるため、旅行など県境をまたぐ移動は行かない、呼ばないなどの選択をお願いする。併せてマスクを外した会食、会話等については最大のリスクでありますから、「ふるさと・山形を守る夏にするために、町民一丸となって、感染拡大の防止に向けて取り組みましょう。」という、県下一斉ではありませんけれども、共同のメッセージが発出されたわけですが、結果的にはこれを町長自らが、このメッセージ内容に反する行動をとってしまったということになっているわけです。

先程来答弁にもありましたとおりの、8月15日の成人式を開催するという予定については周知の事実であったものの、この同メッセージを発出したのはその9日前でありますから、十分延期等を検討する時間があったはずですし、また同日県内でも開催されました白鷹町のようにPCR検査等の実施を促すという方策をとる時間はあったのではないかとこのように考えられますが、こういった対策をとらずに、つまりは延期するなどの危険回避策を行わなかった、この考え方についての所見を伺いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 先程の町長答弁の中にもありましたけれども、県内の感染拡大の状況は把握しつつも、庄内地域での状況を開催の判断材料としたところでもあります。県での県民向けのメッセージにつきまして、確かに内陸地域での感染拡大があったためのメッセージということで、そういったメッセージ、県としても必要だったというように捉えておりますし、全県的にそのメッセージを広めていただきたいというところは理解できる所でありました。しかしながら町としての重要な事業と捉えておりますこの成人式、県内の状況は把握しつつも庄内地域、及び町内での感染拡大の状況を勘案しての開催というように至ったところでもありますので、ご理解をいただきたいというように思います。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 町長から答弁をいただきましたのですが、そうしますと延期というような選択肢は全く検討されなかったということでしょうか。再確認したいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 中止または延期という選択肢も入れながら準備をしてきたところでもありますけれども、最終的には実施という判断を下したところでもあります。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） この延期という考え方については特に周辺の市町から、鶴岡市、庄

内町からなぜ延期しなかったのだというような批判が寄せられているというところでございます。

つまりはこの延期するということについては先程話をしましたとおり、危険回避策なわけです。この危険回避策ということについては次の質問にあります、いろり火の里についても関係する話なのですが、先程の答弁にもありましたがこの危険回避策をとらなかったために、せつかくの成人式という人生の節目を台なしにしてしまったという、そういう状況なんです。今度いろり火の里、なの花温泉の話に移りますと、本当になの花温泉の現場の皆さんが日々新型コロナウイルス対策ということで頑張っている。追いかけてまでも個包になっているマスクを持っていて、宿泊客の方にマスクをしてくださいというような注意を促しているというお話も聞いているところですが、その件について、ちょうど6日の共同メッセージが出る前の5日の夕方だったのですけれども、町民の方から私に電話がありまして、「なの花温泉に県外の宿泊客がマスクもせず脱衣所にどんどん入ってくる。とても不安なので子どもも連れて行けないので何とかしてください。」という苦情の電話をいただきましたので、早速担当の企画調整課長にこの電話の内容を伝え、その日寝る前に何か方策がないものかなというように考えた結果、少し前になりますけれども宿泊客専用の入湯室を増設していましたので、そこを活用して、宿泊客については宿泊専用風呂に限定した形で、いわゆる一般入湯客との大きな浴室との分離方式をとれば、なんとかこの8月5日ですから、これから利用拡大が始まるお盆前に感染拡大を防止できるのではなかろうかという提案をさせていただいたところです。

その後12日にどうなされていますかということで直接いろり火の里の方に電話をさせてもらったのですが、町当局からは何ら指示は来ていませんということでしたので、私のあのメールは無視されたんだというように考えておったところなのですが、なぜここまで申し上げるかという、我々が一番恐れているのはいろり火の里からの感染なんです。それが出たら本当に三川町はどうするのだと、まして成人式でも出た、いろり火の里からもし出るといことになれば本当に三川町という行政は一体何を行っていたんだということになるわけですので、まずは危険回避対策として感染拡大地域からの往来を抑制する方策は講ずるべきではないかというように考えられるわけです。そのための分離方策ということでご提言させていただいておりますが、その点についての考え方については町長としてはどのようにお考えですか。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 先程答弁したことに尽きます。みかわ振興公社が管理運営というように、利用者の感染予防、あるいは安全ということを経営という責任のもとに行っているということからすれば、どの地域においてもそれぞれの民間の企業の経営方針ということからすれば、やはりお客さま、利用者に対しての責任というもとの営業活動を継続しているわけでありまして。そういった点についてはやはりそれぞれの事業所の考え方ということを尊重するというのが、これは行政としてはお互いの管理運営を、指定管理者として指定しているという立場から、やはりそういう対応をしていかなければならないのではないかと

このように思うところであります。

鈴木議員が言われるように、感染のリスクということから去年は休業というような対応をしたところであります。しかしながらそれによる営業損額が莫大な額になったというようなこと、そのリスクを抱えながら管理運営に今まで対応をしていただいたということから、やはりそのリスクをいかに少ないもの、回避しながら運営をしていくかということからすれば、その面において行政が保障するというような部分での対応ということにつながろうかと思えます。

そういった面においては確かに入浴の状況を例にとられておりますが、一般入浴客と宿泊者が、県外ということからいたしましても宿泊者が一般のなの花温泉田田に入浴しなくても、田田の入浴施設には県外の方々が入浴しているということからすれば、いろり火の里全体の集客の中での入浴ということからすると、条件というのは同じだろうということにもなるわけでありまして。そういった点について、やはり先程も申し上げましたとおり、みかわ振興公社としての今までの取り組みということも十分確認をしながら、公社の判断が妥当というように判断をいたしましたところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 敢えて申し上げますと、町民の方、それから鶴岡市、酒田市、庄内町の方々もおいでになれるいろり火の里なわけです。その方々が県外からのひょっとしたら感染者かもしれないという危険にさらされていることになっているということが十分考えられるわけですので、まずは感染防止特別集中期間中だけでも、当然営業上の減収になるということは覚悟の上で敢えて県外からの入浴についてはお断りするというような姿勢を示すことが先程来営業のための施設ではなくて、このいろり火の里の条例の規定からすれば町民の健康増進のための施設なのです。その基本的な考え方に立ち返れば、営業収益を尊重するという考え方についてはもう少し見直すべきではないかということをご提言申し上げたいと思えます。

時間が残り少なくなりましたので、二つ目の寄附受け入れをされた空き家の問題についてであります。先程の答弁の中で寄附受け入れを取り消すことにしたという説明がありましたのですが、その経過について、空家等対策協議会で審議しての寄附取り消しというような判断だったのでしょうか。ということはつまりは、何のための空家等対策協議会があるわけではありまして、寄附を受け入れる、特定空き家に認定するということは資力がないということから行政で対応するんだと、いわゆる行政代執行の前提条件のような取り扱いになっているはずなんです。これは条例云々というよりは空家対策特別措置法でそういうような位置づけになっているわけですが、そういった手続をせずに寄附受け入れを取り消すことにしたということだと、行政手続上の問題があるというように感ずるのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 寄附の取り消しの経緯でございます。先程町長答弁の方でもありまして、6月議会におきまして当該物件の寄附につきまして町案を出させて

いただいたところでありましたが、議会の方で補欠予算が承認、可決にならなかったと、この事業の取り扱いができないということで、承認いただけなかったということで取り扱いを断念した、できないと判断したところでございます。この事業の取り扱いができない、町の方で対応できないということでこの寄附につきましては町の方で寄附の受け入れをしないということで判断をしたところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 補正予算が否決になったということを経由にしていますけれども、あの修正案を出させていただいたとき私は空き家の取り扱いについては適正かつ有効な対応策の再検討をお願いしますということを提案理由にしております。決してその空家等対策協議会の議決を否定するような発言は一切していませんでした。それにも関わらず補正予算が否決されたからというのは理由にならないと思いますので、再度十分な検討をお願いしたいと思います。一度寄附を受け入れるということを行政判断したわけですから、その取り扱いについても慎重な対応をお願いしたいというように思います。

時間がないので敢えて答弁は求めませんが、先程の成人式の話といい、この空き家の取り扱いといい、いわゆる危険回避としての行政運営がきちんとなっていない、慎重な対応がなされていないからこういう事態を招いているということを申し上げて今後の役場や庁舎の行政組織としての決定機関がきちんとあるわけですので、各課等の長の皆さん方の叡智を結集して、より適正な行政運営を期待しまして質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、6番 鈴木淳士議員の質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
これをもって、散会します。

（午後 8時59分）

令和3年第4回三川町議会定例会会議録

1. 令和3年9月7日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 志 田 徳 久 議員 3番 小 林 茂 吉 議員
4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員
7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員
10番 佐 藤 栄 市 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
鈴 木 孝 純 教 育 長	黒 田 浩 総 務 課 長
高 橋 誠 一 企 画 調 整 課 長	丸 山 誠 司 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
中 條 一 之 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援主幹併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
佐 藤 亮 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

齋藤 仁志 議会事務局長 飯鉢 凜書 記
須藤 達也 書 記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 5 日 9月7日(火) 午前9時30分開議

- | | | |
|--------|---------------------------------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 議第51号 | 令和2年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 議第52号 | 令和2年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 議第53号 | 令和2年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 議第54号 | 令和2年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 議第55号 | 令和2年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 議第56号 | 令和2年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 追加日程第1 | 請願審査委員会報告（産業建設厚生常任委員会）
請願第3号 | 米の需給調整に関する請願 |
| 追加日程第2 | 請願審査委員会報告（総務文教常任委員会）
請願第4号 | 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取しないよう求める請願 |

○ 散 会

○議長（佐藤栄市議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（佐藤栄市議員） お諮りします。議事日程は、お手元に配布のとおり追加議事日程第1号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第1号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議長（佐藤栄市議員） お諮りします。日程第1から日程第6まで、以上6件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第1から日程第6まで、以上6件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第1、議第51号「令和2年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第2、議第52号「令和2年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第3、議第53号「令和2年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第4、議第54号「令和2年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第5、議第55号「令和2年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第6、議第56号「令和2年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました議第51号「令和2年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件、議第52号「令和2年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第53号「令和2年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第54号「令和2年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第55号「令和2年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第56号「令和2年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、以上6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和2年度の三川町一般会計並びに各特別会計の決算につきましては、会計管理者より去る6月30日付けで地方自治法第233条第1項の規定により決算の提出がありましたので、7月8日に同条第2項の規定により監査委員の審査に付し、併せて、地方自治法第241条第5項の規定に基づき、該当の基金運用調書について、さらに、地方公共団体の健全化に関する法律第3条の規定に基づき、財政健全化判断比率について付託をいたしたところであります。

審査の結果につきましては、8月18日付けをもちまして、監査委員から意見を付して報告がございましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を賜りたく提案いたします。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきます財政健全化判断比率につい

ては、4指標のうち実質公債費比率は11.4、将来負担比率は117.8で、いずれも早期健全化基準を下回っており、また、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、それぞれ赤字額がないことをご報告申し上げます。

また、各会計決算の概要につきまして、会計管理者よりご説明申し上げますが、細部につきましては、審議の過程におきまして、それぞれ所管課長等からご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） 会計管理者より概要説明を求めます。丸山会計管理者。

○説明員（丸山誠司会計管理者） 令和2年度三川町一般会計及び各特別会計決算の概要をご説明申し上げます。

本日配布いたしました資料は7ページに編綴した「令和2年度三川町各会計決算の概要」と、各会計の決算状況を1ページの集計表にした「令和2年度三川町各会計決算概要一覧」であります。また、「令和2年度三川町各会計決算の概要」により説明いたします。

なお、説明する内容はすべての会計について、「1. 決算の総括」のみとさせていただきます。

それでは、令和2年度三川町各会計決算の概要の1ページをご覧ください。

初めに、「一般会計」の「1. 決算の総括」について申し上げます。

歳入総額は7億7,875万1,588円、歳出総額は7億5,441万3,127円、歳入歳出差引額は2億4,433万8,461円であります。

翌年度に繰り越すべき財源は繰越明許費分として386万6,000円であり、この財源を差し引いた実質収支額は2億4,047万2,461円であります。

また、前年度実質収支額は2億5,742万7,587円であり、令和2年度実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は1,695万5,126円の赤字であります。単年度収支額に財政調整基金積立金1億3,336万5,000円を加算し、財政調整基金とりくずし額1億円を差し引いた実質単年度収支額は1,640万9,874円の黒字決算であります。

次に、3ページの「国民健康保険特別会計」、「1. 決算の総括」について申し上げます。

歳入総額は6億9,749万9,450円、歳出総額は6億6,363万7,668円、歳入歳出差引額は3,386万1,782円、翌年度に繰り越すべき財源は0円であります。実質収支額は歳入歳出差引額と同額であります。

また、前年度実質収支額は2,980万6,973円であり、令和2年度実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は405万4,809円の黒字となりました。これに国民健康保険事業基金積立金1,408万1,000円を加算し、国民健康保険事業基金とりくずし額400万円を差し引いた後の実質単年度収支額は1,413万5,809円の黒字決算であります。

次に、4ページの「後期高齢者医療特別会計」、「1. 決算の総括」について申し上げます。

歳入総額は8,993万4,577円、歳出総額は8,723万5,777円、歳入歳出差引額及び実質収支額は269万8,800円あります。

また、前年度実質収支額が212万6,700円であり、令和2年度実質収支額から前年度実質

収支額を差し引いた単年度収支額は57万2,100円の黒字決算であります。

次に、5ページの「介護保険特別会計」、「1. 決算の総括」について申し上げます。

歳入総額は8億2,348万1,805円、歳出総額は8億799万4,134円、歳入歳出差引額及び実質収支額は1,548万7,671円であります。

また、前年度実質収支額が1,131万855円であり、令和2年度実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は417万6,816円の黒字となり、単年度収支額に介護給付費準備基金積立金340万7,778円を加算し、介護給付費準備基金とくりくずし額152万6,955円を差し引いた後の実質単年度収支額は605万7,639円の黒字決算であります。

次に、6ページの「農業集落排水事業特別会計」、「1. 決算の総括」について申し上げます。

歳入総額及び歳出総額がともに1億6,850万8,250円であるため、歳入歳出差引額及び実質収支額は0円であります。

また、前年度実質収支額、単年度収支額及び繰上償還額についても0円であります。

最後に、7ページの「下水道事業特別会計」、「1. 決算の総括」について申し上げます。

歳入総額は3億4,620万9,960円、歳出総額は3億4,614万3,960円であります。歳入歳出差引額及び翌年度に繰り越すべき財源は6万6,000円であり、実質収支額、前年度実質収支額、単年度収支額及び繰上償還額は0円であります。

以上で、令和2年度三川町一般会計及び各特別会計決算の概要説明といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 次に、監査委員より各会計決算について、審査結果の報告を求めます。和田監査委員。

○説明員（和田 勉監査委員） それでは、令和2年度各会計決算の審査結果についてご報告申し上げます。

地方自治法並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和3年7月8日に付託されました令和2年度三川町各会計歳入歳出決算並びに定額資金運用基金及び財政健全化判断比率を、三川町監査委員条例並びに監査基準をもとに審査いたしましたので、その審査結果について「審査意見書」によりご報告を申し上げます。

初めに、各会計の決算に係る審査意見を申し上げます。

1ページをご覧ください。

1に掲げております審査対象の決算について、2の日程により審査いたしました。

次に、2ページをご覧ください。

審査の手続については、町長から提出された各決算書類を関係諸帳簿及び証書類と照合し、収支命令に符合しているか、計数及び収支が正確かつ適法であるか、また、予算の目的に沿って事務事業が効果的・経済的に執行されているかなどに主眼を置き、試査の方法により審査いたしました。その結果、各会計の歳入歳出決算は計数に誤りがなく、内容についても不正・不当なものなかったため、適正であると認められるものであります。

次に、審査所見を申し上げます。

21ページをお開きください。

なお、本来であれば定期監査において取り扱いする内容であります。決算書を形成するための背景となっている事務事業の執行状況について検討をいただく見地から、決算審査において申し述べさせていただきます。

我々監査委員は、各会計の決算審査の内容に加え、例月現金出納検査や定例監査における指摘事項の改善に向けた取り組み内容を確認するとともに、事業運営が適正かつ効果的に執行されているかなどについて審査いたしました。その結果、今後の事務事業執行に向けて検討を要すると思われる事項について、3点申し述べます。

1点目は「コロナ禍における業務対応について」であります。

新型コロナの感染拡大に伴い研修会や諸会議がオンライン方式により開催されるものが増えており、今後もこのような状況が続くものと推察されることから、複数のオンライン会議にも対応できるよう、会議室やオンライン関係機器の確保等、環境整備が必要であると判断いたしました。

また、通知文書を対面方式から郵送方式としたことから、郵送料が昨年度より大幅に増加している状況が認められたため、予算の確保と経費の節減対策について検討が必要であると判断いたしました。

2点目は「三川町協働のまちづくり推進事業について」であります。

町内会から要望があった事業を対象に加えるなど要領の見直しを行った結果、取り扱い件数は昨年度より大幅に増加しているものの、予算の執行率は53.8%にとどまる状況が認められました。

また、採択した事業内容について、本事業の目的である協働のまちづくりに繋がるような提案事業が少なくなっていると推察されたことから、当該事業の取り扱い伸長に向けた取り組みが必要であると判断いたしました。

最後の3点目は「かわまちづくり整備事業について」であります。

予算の措置率が低い状況が続き完成が遅れている状況にありましたが、メイン事業となる憩いの広場については令和3年度より開放されることになっております。本事業は町外からの集客も事業目的としていることから、町の広報紙やホームページ以外のPR方法について検討するとともに、施設の利用に関し周辺住民から苦情が出ないように、ごみの持ち帰りの徹底や利用時間の厳守等、使用ルールについて周知徹底が必要であると判断いたしました。

また、除草や増水による泥の除去等、施設の維持管理にかかる予算の確保と効率的な管理方法について検討が必要であると判断いたしました。

以上が審査所見であります。

次に、定額資金運用基金に係る審査所見を申し上げます。

22ページをお開きください。

22ページの審査結果に申し述べましたとおり、「三川町育英奨学基金」については、経理に誤りがなく、計数は正確で、設置目的に従い運用されていると認められたところであります。

最後に、23ページであります。財政健全化に係る審査意見を申し上げます。

審査に付された財政健全化判断比率及びその算定の基礎資料は、いずれも適正に作成されており、財政が法律で定められた基準の範囲内で健全に運営されているものと認められるものであります。

以上、決算審査の結果並びに所見を申し上げましたが、今後も引き続き財政の健全化と町民の福祉増進に向けて一層の努力を期待し、決算審査報告といたします。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で、本案の提案に対する説明及び報告を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） お諮りします。本案については、議長を除く9人で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、本案は、議長を除く9人の議員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託することに決定いたしました。

○議 長（佐藤栄市議員） お諮りします。ただいま設置されました「決算審査特別委員会」の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において、議長を除く9人の議員を指名したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、本案は、議長を除く9人の議員を「決算審査特別委員会」の委員に選任することに決定しました。

○議 長（佐藤栄市議員） お諮りします。ただいま「決算審査特別委員会」に付託しました件については、会議規則第45条第1項の規定により、9月8日まで審査を終えるよう、期限をつけることにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は9月8日まで審査を終えるよう、期限をつけることに決定しました。

○議 長（佐藤栄市議員） 追加日程第1、請願第3号「請願審査委員会報告」の件を議題とします。

請願第3号「米の需給調整に関する請願」の件について、産業建設厚生常任委員会委員長より報告を求めます。4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員）

令和3年9月7日

三川町議会議長 佐藤 栄市 殿

三川町議会産業建設厚生常任委員会
委員長 佐久間 千佳 ㊞

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理 番号	付 託 年 月 日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措置
3	令和3年 9月3日	米の需給調整に関する請願	採 択	請願の趣旨に沿うことが妥当である	

審査の経過等について報告いたします。

9月6日、紹介議員、鈴木重行議員、説明員、JA庄内たがわ営農販売部営農企画課課長齋藤 渉氏出席のもと、産業建設厚生常任委員6名で請願審査を行いました。説明者より請願理由と趣旨説明をいただき、その後、各委員による質疑、討論を行いました。

委員からは生産者保護や所得確保策などの具体的な内容がないことへの懸念が示された一方、主食用米から飼料用米への転換努力について評価できるなどの意見が出されました。

委員長を除く5名での採決の結果、願意は妥当とし、全会一致で採択すべきものとして決定いたしました。

以上、請願審査報告といたします。

- 議 長（佐藤栄市議員） これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑を許します。

（なしの声あり）

- 議 長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

- 議 長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

- 議 長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

- 議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

- 議 長（佐藤栄市議員） これから請願第3号「米の需給調整に関する請願」の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この際、起立による表決において、起立しない場合は、「否」とみなすことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。本件の委員長報告は「採択」であります。お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、請願第3号「米の需給調整に関する請願」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（佐藤栄市議員） 次に、追加日程第2、請願第4号「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取しないよう求める請願」の件を議題とします。

請願第4号「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取しないよう求める請願」について、総務文教常任委員会委員長より報告を求めます。7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員）

令和3年9月7日

三川町議会議長 佐藤 栄市 殿

三川町議会総務文教常任委員会
委員長 鈴木 重行 ㊟

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理番号	付託年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
4	令和3年 9月3日	沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取しないよう求める請願	採 択	請願の趣旨に沿うことが妥当である	

審査の過程について説明いたします。

9月6日、午後1時より、説明員として戦没者遺骨の尊厳を考える宗教者の会、代表漆山ひとみ氏、紹介議員、鈴木淳士議員出席のもと、総務文教常任委員6名、産業建設厚生常任委員3名で連合審査会を行いました。

請願者、紹介議員より請願の理由と趣旨の説明をいただいた後、両委員による質疑、産業建設厚生常任委員より参考意見の聴取を行いました。その後、総務文教常任委員による討論、採決を行いました。委員長及び紹介議員を除く5名での採決の結果、採択とする者3名、不採択とする者2名となり、願意は妥当とし、採択することに決定いたしました。

以上、請願審査報告といたします。

- 議長（佐藤栄市議員） これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑を許します。

（なしの声あり）

- 議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。
○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。
○議長（佐藤栄市議員） 本件の委員長報告は「採択」であります。したがって、初めに原案に反対者の発言を許します。9番 町野昌弘議員。
○9番（町野昌弘議員） 請願受理番号4、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取しないよう求める請願に反対する立場から討論します。

先の戦争で日本本土防衛のために身を盾にし、戦われ亡くなられた方の遺骨収集はその方々の思いを後世に残すためにも、またその帰りを待たれている遺族のためにも早く収集し、ふるさとで安らかに眠っていただきたいと願っています。

そのためには、平成28年度施行された戦没者の遺骨収集の推進に関する法律を強く推し進める請願であれば、地方自治法第124条の規定により国に請願を出すべきものと考えますが、今提出しようとしている請願は、沖縄本土南部からの土砂採取計画を見直し、戦没者の遺骨の尊厳を守ることを国に求める請願になっています。

土砂の採取は昭和43年に施行された砂利採取法があり、その中で第3章採取計画の認可等、第16条第1項採取計画の認可は当該砂利採取場の所在地を管轄する都道府県知事が出すことになっています。いくら自治法で請願を出す権限があるといっても権限のない国に求めても願いは届かない話であります。その証に、国では法律に従い行いますと言っています。むしろ戦争で亡くなられた方が眠る遺骨がある場所は国全体で戦った遺骨なので砂利採取法の一部を改正し、国が認可することを求める請願であれば別ですが、この請願を国に出すことは三川町議会の見識が疑われます。

以上のことから請願受理番号4、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取しないよう求める請願に反対いたします。議員諸兄の賛同を求めます。

- 議長（佐藤栄市議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。5番 砂田 茂議員。
○5番（砂田 茂議員） ただいま上程されています「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取しないよう求める請願」について、賛成の立場で討論いたします。

先の大戦から76年となりました。国内唯一の地上戦が行われた沖縄県では「ありったけの地獄を集めた」とアメリカ軍が比喻するほどの戦闘で、24万人以上の人の命が失われました。その中には女性や子ども、老人など9万4,000人もの住民も含まれています。山形県出身の将兵776名もこの地で犠牲となりました。特に沖縄本土南部は軍人・兵士以外にも一

般の住民を巻き込んだ激しい戦闘が行われた場所であり、その遺骨の多くが未だに収集されずに眠っています。その遺骨が入った、血肉が染みた土砂を採取するなど人道上あってはならないことで、戦没者への冒瀆であり、ご遺族に対しても説明のつくことではありません。

戦後ご遺族のもとに遺骨の代わりに戦没地の土砂と言われる御霊石が届けられました。その御霊石を採取するのは国が先に行ったご遺族に対する慰霊行為を自ら否定することになります。また、2016年議員立法により成立した戦没者の遺骨収集の推進に関する法律では、遺骨収集を国の責務と定めており、2024年まで集中実施期間としています。この法律の精神に反することなく遺骨の収集を加速度的に実施することも求められています。

このようなことにご理解をいただき、ご賛同いただきますよう議員諸兄にお願いしまして賛成討論といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから請願第4号「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取しないよう求める請願」の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この際、起立による表決において、起立しない場合は、「否」とみなすことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。なお、本件の委員長報告は「採択」であります。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 6 名 不起立 3 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立多数であります。したがって、請願第4号「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取しないよう求める請願」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって散会とします。

（午前10時06分）

令和3年第4回三川町議会定例会会議録

1. 令和3年9月9日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 小野寺 正 樹 議員 2 番 志 田 徳 久 議員 3 番 小 林 茂 吉 議員
4 番 佐久間 千 佳 議員 5 番 砂 田 茂 議員 6 番 鈴 木 淳 士 議員
7 番 鈴 木 重 行 議員 8 番 成 田 光 雄 議員 9 番 町 野 昌 弘 議員
10 番 佐 藤 栄 市 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
鈴 木 孝 純 教 育 長	黒 田 浩 総 務 課 長
高 橋 誠 一 企 画 調 整 課 長	丸 山 誠 司 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
中 條 一 之 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援主幹併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
佐 藤 亮 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

齋藤 仁志 議会事務局長 飯鉢 凜書 記
遠藤 蓮書 記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 7 日 9月9日(木) 午前9時30分開議

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告
(決算審査特別委員会委員長報告) |
| 日程第 2 | 議第57号 三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議第58号 三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議第59号 三川町教育委員会教育長の任命について |
| 日程第 5 | 議第60号 三川町監査委員の選任について |
| 追加日程第1 | 意見書第3号 米の需給調整に関する意見書 |
| 追加日程第2 | 意見書第4号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取しないよう求める意見書 |
| 追加日程第3 | 意見書第5号 コロナ禍における厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書 |

○ 閉 会

- 議 長（佐藤栄市議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。
(午前 9時30分)
- 議 長（佐藤栄市議員） お諮りします。議事日程は、お手元に配布のとおり追加議事日程第2号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第2号を本日の日程に追加することに決定しました。
- 議 長（佐藤栄市議員） 日程第1、「決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告」の件を議題とします。
決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。7番 鈴木重行議員。
- 7 番（鈴木重行議員） 決算審査特別委員会付託事件の審査結果を報告いたします。

決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告書

1. 開会の日時及び場所

令和3年9月7日午前10時25分から午後2時45分まで、9月8日午前9時30分から午後3時3分まで三川町役場議場において委員会を開催し、審査を終了した。

2. 出席委員 9月7日 9名、 9月8日 9名

3. 欠席委員 9月7日 なし、 9月8日 なし

4. 出席要請者 三川町長、監査委員、教育委員会教育長、農業委員会会長

5. 審査事項

議第51号 令和2年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定の件

議第52号 令和2年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第53号 令和2年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第54号 令和2年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第55号 令和2年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第56号 令和2年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定の件

6. 審査の経過

◎ 年長委員 小林茂吉委員司会のもとに委員長の互選を行い、その結果委員長に鈴木重行委員が当選した。

つづいて、委員長のもとに副委員長の互選を行い、副委員長に佐久間千佳委員が当選した。

◎ 審査の方法は、委員全員による全体会議により議場において慎重審査し、委員会としての結論を得た。

7. 審査の結果

付託された各会計決算は、認定を与えることが妥当であると決定した。

以上、特別委員会における審査の状況について報告いたします。

令和3年9月9日

三川町議会決算審査特別委員会
委員長 鈴木 重行 ㊟

三川町議会議長 佐藤 栄市 殿

○議長（佐藤栄市議員） 委員長報告に対する質疑ではありますが、今回は議長を除く全議員による特別委員会であり、審査中に質疑は十分尽くされたと思いますので質疑を終結します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

○議長（佐藤栄市議員） まず初めに、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ただいま上程されております議第51号「令和2年度三川町一般会計歳入歳出決算」及び5件の特別会計歳入歳出決算について賛成の立場から討論いたします。

緊急事態宣言というこれまで経験したことのない事態への対応と、新たな生活様式への変容が急務であった中、町民の安全・安心、生活を守るべく、早期のマスク配布、避難所の充実を図る空調の整備、クーポン券やプレミアム付商品券の発行等、状況変化に対応した施策が展開されたものと思います。7月には子育て交流施設テオトルが開所し、多くの町民が関心を寄せ、憩いの場、賑わいの場としての役割を期待するものであります。

次期予算編成時には各事業の執行率を真摯に受けとめ、前例踏襲のないよう、その事業の意義や効果を再度見直し、また令和2年度で得た創意工夫と発想の瞬発力を今後に活かされることを期待し、上程されております6件の決算について賛成いたします。

議員諸兄の賛同を願います。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから採決を行います。

各会計決算の認定の件は、6件を一括して委員長報告が行われましたが、採決は区分して行います。

なお、念のため申し添えますが、本件に対する委員長報告は、「可決すべきもの」として

決定されております。

- 議長（佐藤栄市議員） 初めに、議第51号「令和2年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

- 議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第51号「令和2年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

- 議長（佐藤栄市議員） 次に、議第52号「令和2年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

- 議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第52号「令和2年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

- 議長（佐藤栄市議員） 次に、議第53号「令和2年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

- 議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第53号「令和2年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

- 議長（佐藤栄市議員） 次に、議第54号「令和2年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

- 議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第54号「令和2年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

- 議長（佐藤栄市議員） 次に、議第55号「令和2年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

- 議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第55号「令和2年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議 長（佐藤栄市議員） 次に、議第56号「令和2年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第56号「令和2年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議 長（佐藤栄市議員） 日程第2、議第57号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第57号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、本条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。

その改正内容といたしましては、特定教育・保育の提供の記録など、書面で行うことが規定されているものについて、書面に代えて、電磁的記録により行うことができることを規定するとともに、電磁的方法による情報提供等に関わる条項を整理するものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから採決します。

議第57号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第57号「三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（佐藤栄市議員） 日程第3、議第58号「三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

- 説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第58号「三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の一部改正に伴い、本条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。

その改正内容といたしましては、幼児の健康記録等、書面で行うことが規定されているものについて、書面に代えて、電磁的記録により行うことができることとするものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

- 議 長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。
(なしの声あり)

- 議 長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

- 議 長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声あり)

- 議 長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

- 議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

- 議 長（佐藤栄市議員） これから議第58号「三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

- 議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第58号「三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

- 議 長（佐藤栄市議員） 日程第4、議第59号「三川町教育委員会教育長の任命」の件を議題とします。

職員に議案を配布させます。

(書記配布)

- 議 長（佐藤栄市議員） 職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

- 議 長（佐藤栄市議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

- 説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第59号「三川町教育委員会教育長の任命」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この度、現教育長であります鈴木孝純氏が10月31日をもって任期満了になりますことから、再度、教育長として鈴木氏を任命いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

改めて鈴木氏の主な経歴等を申し上げますと、昭和47年3月に東京教育大学理学部生物学科を卒業後、同年4月より神奈川県为学校法人桐蔭学園に勤務され、平成22年3月に退職されるまでの間、同学園の評議員、理事としてその要職を勤められており、同学園の発展に大きく貢献されております。

本町におきましては、平成22年10月1日から教育長の職に就いていただいております。平成27年11月からは、新教育委員会制度における教育長として2期務めていただき現在に至っておりますが、この間、これまでに培った知見と経験を活かした強いリーダーシップにより、町の重要事業であります押切小学校の大規模改修事業や、GIGAスクール構想事業の推進に鋭意努められたほか、保幼小中一貫教育や外国語活動、学力向上対策の事業展開に力を注がれ、特色ある三川町の教育を強固に推進していただいているところであります。

さらには、平成24年度から東北公益文科大学の理事長補佐に就任し、大学の運営等に尽力するとともに、庄内地域の発展にも寄与されているところであります。

このように鈴木氏は、これまでの教育現場での豊富な経験と多様な識見により、本町教育行政の発展にご尽力いただけるものと確信いたしており、教育長として最適任者であることから、再度任命いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。ご同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） これから議第59号「三川町教育委員会教育長の任命」の件を採決します。

この採決は、先例により無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（佐藤栄市議員） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9名であります。

次に、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に3番 小林茂吉議員、4番 佐久間千佳議員、以上2名を指名いたします。

職員に投票用紙を配布させます。

（投票用紙配布）

○議長（佐藤栄市議員） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票は「否」とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（配布漏れなしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 配布漏れなしと認めます。

職員に投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（佐藤栄市議員） 異常はありませんか。

（なしの声あり）

- 議 長（佐藤栄市議員） 異常なしと認めます。
ただいまから投票を行います。
職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。
職員に点呼させます。

（点呼により、順次投票）

- 議 長（佐藤栄市議員） 投票漏れはありませんか。
（なしの声あり）

- 議 長（佐藤栄市議員） 投票漏れなしと認めます。
投票を終了します。
開票を行います。
3番 小林茂吉議員、4番 佐久間千佳議員、開票の立ち会いをお願いします。
（開 票）

- 議 長（佐藤栄市議員） 開票の結果を報告します。
投票総数9票。
これは投票者総数と一致しております。
うち、有効投票9票。
有効投票のうち、賛成7票、反対が2票、以上のとおり、賛成多数であります。
したがって、議第59号「三川町教育委員会教育長の任命」の件は、原案のとおり可決されました。
議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖解除）

- 議 長（佐藤栄市議員） 先程、議第59号におきまして、教育長に選任されました鈴木孝純氏が議場におられますので、ご登壇いただき、ご挨拶をお願いいたします。鈴木教育長。
- 説明員（鈴木孝純教育長） 新型コロナウイルス感染拡大によって全国の学校では行事の中止、あるいはオンラインによる学びなど大きな影響を受けております。そんな中、何度か三川町の学校を私自身訪問して、子どもたちに接するとみんないきいき活動しておりました。そして、学校という場は子どもたちにとって特別な大きな意味、役割があるということを再認識いたしました。

今年の3月、中央教育審議会は「令和の日本型学校教育」としてICTの最大限活用によって二つの学びを答申の中に入れました。一つは誰一人取り残すことなく育成するという「個別最適な学び」、もう一つは子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」です。少し言い換えますと、今までの教育というのはたぶん日本は画一的な教育だった。それをICTの活用によって下位の者には丁寧に学ばせる、上位の者にはそれぞれ高みのある問題を提示しながらより伸ばそうというような教育のあり方、そういうようなことを中央教育審議会は答申の中に入れていて私は思っています。

教育長といたしましては、これらの答申を踏まえながら心新たに新型コロナウイルスに負けない学びの保障とともに、三川町すべての子どもたちの可能性を引き出す教育の実現、そ

して大人も含めた社会教育の充実に邁進したいと思っています。

議員の皆さまには今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第5、議第60号「三川町監査委員の選任」の件を議題とします。

職員に議案を配布させます。

（書記配布）

○議長（佐藤栄市議員） 職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議長（佐藤栄市議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第60号「三川町監査委員の選任」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この度、10月10日をもって、識見を有する監査委員の和田 勉氏が任期満了となることから、和田氏の再任をお願いいたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

和田氏は、昭和50年3月専修大学商学部を卒業後、同年4月山形県信用農業協同組合連合会に入会し、以来32年余にわたり同連合会の職員として勤務されました。その間の主な経歴といたしましては、昭和63年に酒田支所長代理となり、以降、合併対策課長、企画管理課長、中央会・連合会会長室担当、庄内地区担当副部長を歴任され、さらに平成15年に農林中央金庫に出向、平成18年に株式会社山形県JAビジネスに出向し、平成19年に退職しております。その後、庄内みどり農協常勤監事に就任し、平成25年6月まで監事としての要職の任にあたられておりました。

そして、平成25年10月からは、識見の監査委員として就任いただいておりますが、監査業務にも精通され、人格・識見ともに優れた方であり、監査委員として最適任者であることから、再度選任いたしたく、ご提案申し上げる次第でありますので、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） これから議第60号「三川町監査委員の選任」の件を採決します。この採決は、先例により無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（佐藤栄市議員） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9名であります。

次に、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に5番 砂田 茂議員、6番 鈴木淳士議員、以上2名を指名いたします。

職員に投票用紙を配布させます。

（投票用紙配布）

○議長（佐藤栄市議員） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票は「否」とみなします。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

(配布漏れなしの声あり)

○議 長 (佐藤栄市議員) 配布漏れなしと認めます。

職員に投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議 長 (佐藤栄市議員) 異常はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 (佐藤栄市議員) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

職員に点呼させます。

(点呼により、順次投票)

○議 長 (佐藤栄市議員) 投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 (佐藤栄市議員) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

5番 砂田 茂議員、6番 鈴木淳士議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議 長 (佐藤栄市議員) 開票の結果を報告します。

投票総数9票。

これは投票者総数と一致しております。

うち、有効投票9票。

有効投票のうち、賛成9票、以上のおり、全員賛成であります。

したがって、議第60号「三川町監査委員の選任」の件は、原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

○議 長 (佐藤栄市議員) 追加日程第1、意見書第3号「米の需給調整に関する意見書」提出の件を議題とします。

なお、議案の朗読についてであります。意見書の内容は先に配布のとおりでありますので、日程の都合上、この際省略し、意見書の件名及び提出先のみとします。

職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

○議 長 (佐藤栄市議員) 本案について、提案理由の説明を求めます。4番 佐久間千佳議員。

○4番 (佐久間千佳議員) ただいま上程されております意見書第3号「米の需給調整に関する意見書」の提出について、提案理由を申し上げます。

コロナ禍による予期せぬ需要減に対して政府備蓄米の運用改善と、あらゆる政策を総動員

した主食用米の市場隔離の実施、さらには米備蓄倉庫の新設や低温倉庫の改修にかかる支援等、出来秋に向けた出口対策を強化・拡充することを国に対し求めるものであります。

議員諸兄の賛同をお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

提出者に対する質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（佐藤栄市議員） まず初めに、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 上程されています意見書第3号「米の需給調整に関する意見書」に賛成の立場で討論いたします。

東北農政局は本年度の県産水稻作柄概況を102%から105%の「やや良」と発表し、3年連続の豊作を期待しておりますが、米の概算金に関して、ある地域では2,500円の下げ幅に至っているとの報道もあります。

米価の下落の要因にはもともと年間8万tから10万t程度の消費の低迷が発生したことと輪をかけ、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に伴う外食産業の利用減少等により、民間在庫も大幅に超過しています。これにより米市場に大きな混乱を招いています。3年産米の需給緩和と米価下落、加えて5年産作付け転換にも上乘せされ、水稻を根幹とする三川町では甚大な影響が懸念されます。

コロナ禍というかつて経験したことのない危機的事態の中、生産所得の確保と水田農業維持、地域経済を守るため、意見書第3号「米の需給調整に関する意見書」に、議員諸兄の賛同をお願いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから意見書第3号「米の需給調整に関する意見書」の提出の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、意見書第3号「米の需給調整に関する意見書」提出の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 （午前10時25分）

○議長（佐藤栄市議員） 再開します。 （午前10時45分）

○議長（佐藤栄市議員） 追加日程第2、意見書第4号「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取しないよう求める意見書」提出の件を議題とします。

なお、議案の朗読についてであります。意見書の内容は先に配布のとおりでありますので、日程の都合上、この際省略し、意見書の件名及び提出先のみとします。

職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

○議長(佐藤栄市議員) 本案について、提案理由の説明を求めます。7番 鈴木重行議員。

○7番(鈴木重行議員) ただいま上程されました、意見書第4号「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取しないよう求める意見書」の提出について、提案理由を申し上げます。

沖縄戦で犠牲になった人々の遺骨が混入した土砂を採取することは、戦没者の尊厳を冒瀆する行為であり、人道上許されることではありません。2016年に成立した戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の精神にも反することから、遺骨が混入した土砂の採取をしないよう強く求めるものであります。

議員諸兄の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤栄市議員) これから質疑を行います。
提出者に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 以上で質疑を終了します。

○議長(佐藤栄市議員) これから討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 討論なしと認めます。

○議長(佐藤栄市議員) 以上で討論を終了します。

○議長(佐藤栄市議員) これから意見書第4号「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取しないよう求める意見書」の提出の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。したがって、意見書第4号「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取しないよう求める意見書」提出の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤栄市議員) 追加日程第3、意見書第5号「コロナ禍における厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」提出の件を議題とします。

なお、議案の朗読についてであります。意見書の内容は先に配布のとおりでありますので、日程の都合上、この際省略し、意見書の件名及び提出先のみとします。

職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

○議長(佐藤栄市議員) 本案について、提案理由の説明を求めます。9番 町野昌弘議員。

○9番(町野昌弘議員) ただいま上程されました、意見書第5号「コロナ禍における厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出について、提案理由を申し上げます。

本意見書は新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、各方面に甚大な経済的・社会的影響

を及ぼしており、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面していることから、国に対し、地方税財源の充実を強く要望するものであります。

議員諸兄の賛同をお願い申し上げます。

- 議 長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。
提出者に対する質疑を許します。

（なしの声あり）

- 議 長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。
○議 長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

- 議 長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。
○議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。
○議 長（佐藤栄市議員） これから意見書第5号「コロナ禍における厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出の件を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議 長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、意見書第5号「コロナ禍における厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」提出の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。これをもって令和3年第4回三川町議会定例会を閉会します。大変ご苦労さまでした。

（午前10時53分）

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

令和3年9月9日

三川町議会議長

三川町議会議員 7番

三川町議会議員 8番